

	要望内容	要望回答
1	道路標示が消えているところが多くなっているので、「学童注意」5箇所、「路側帯標示」8箇所、「交差点標示」55箇所の補修をして欲しい。危険交差点については、「赤色表示」をしてほしい。	区の方で優先箇所を示していただいた上で、予算範囲内で対応します。 (道路課)
2	外周道路のT字路に「スピード落とせ」の道路標示をして欲しい。	当該場所の既存路面標示の更新を行います。 (道路課)
3	災害連絡等の緊急放送が聞こえにくいので、対応して欲しい。	現在の防災広報システムは、令和6年度にシステム更新の基本計画及び詳細設計を発注予定です。令和7年度以降に更新工事を予定しています。また、令和6年4月より運用を開始した防災アプリでも、同じ内容を確認できます。 (危機管理課)
4	大雨の時に側溝から水が上に噴き出す。近くのマンホール蓋が上へ飛ばないか心配なので、調査し、対処して欲しい。	側溝が大雨時に噴き出すのは、スクリーンにゴミが引っかかったりして、水路に流れず噴き出している可能性があります。このことから、マンホール蓋については、外れる可能性は少ないと考えます。大雨時に現地確認を行います。 (下水道課)
5	カーブミラーが汚れて見えないところや、凹んで曲がっているところを交換して欲しい。	現地確認し、必要に応じて補修します。 (道路課)
6	カーブミラーを設置して欲しい。	設置可能なか現地にて確認します。 (道路課)
7	老人集会場の畳の張り替えをして欲しい。 また、外壁の電灯を修理して欲しい。	各老人集会場の修繕については、予算の範囲内で緊急に対応する必要があると判断されるものから修繕を行っています。判断については、生命財産の安全性確保を目的とするものを最優先としており、次に建物構造や建築設備また周辺環境に悪影響を及ぼす怖れがある事象の修繕を優先しています。一方で、ご要望にある施設使い手の快適性や利便性の改善についての修繕は、使用状況や建物状況、費用対効果等さまざまな検討が必要となり、一定の検討の後に案件ごとに実施、未実施の決定をし、実施するものは、予算を勘案しながらの逐次実施となっています。今回のご要望の案件については、外壁電灯以外は快適性の改善案件で、以前に男里区からの要望として長寿社会推進課で認識し、現場を確認した上で一定の検討の後、未実施としている案件です。しかしながら、外壁電灯の現地調査を行う際に、再度現状の確認をします。また身近で簡易な修繕改善については、使い手さまの協力のもと、使い手さまの工夫で改善をお願いしている場合もあります。 (長寿社会推進課)
8	グレーチングが固く持ち上げられないので、溝の泥上げをして欲しい。	現地確認し、必要に応じて対応します。 (道路課)
9	府道63号男里原田交差点から南海住宅方向に走行する車両がスピードを出して大変危険なため、「スピード落とせ」の道路標示などの対応をして欲しい。	現地確認し、設置の必要性について検討します。 (道路課)
10	老人集会場の女子便所の便座が冷たいので、対処して欲しい。	各老人集会場の修繕については、予算の範囲内で緊急に対応する必要があると判断されるものから修繕を行っています。判断については、生命財産の安全性確保を目的とするものを最優先としており、次に建物構造や建築設備また周辺環境に悪影響を及ぼす怖れがある事象の修繕を優先しています。一方で、ご要望にある施設使い手の快適性や利便性の改善についての修繕は、使用状況や建物状況、費用対効果等さまざまな検討が必要となり、一定の検討の後に案件ごとに実施、未実施の決定をし、実施するものは、予算を勘案しながらの逐次実施となっています。今回のご要望の案件については、外壁電灯以外は快適性の改善案件で、以前に男里区からの要望として長寿社会推進課で認識し、現場を確認した上で一定の検討の後、未実施としている案件です。しかしながら、外壁電灯の現地調査を行う際に、再度現状の確認をします。また身近で簡易な修繕改善については、使い手さまの協力のもと、使い手さまの工夫で改善をお願いしている場合もあります。 (長寿社会推進課)
11	道路が隆起してきているので、補修して欲しい。	現地確認し、必要に応じて補修します。 (道路課)
12	市が設置した広報板を改修して欲しい。 1.プレミアガーデン 2.男里老人集会場裏 3.光平寺横	状況を確認し、下記の通り対応します。 1.は板面のみの交換 2.は以前の申し合せにより撤去(近距離に掲示板があるため) 3.は新しいものと交換 (ふるさと戦略課)

	要望内容	要望回答
13	空き家が老朽化して、外壁や瓦が落下して危険である。子ども達が信号待ちをする場所になっているので早急に対策して欲しい。	現地調査の上、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者を調査し、適正に管理するよう通知します。 (住宅公園課)
14	男里ちびっこ広場公園の滑り台を撤去して欲しい。	見積りを取得し、実施の可否、時期等を検討します。 (住宅公園課)
15	サイプレスからイヨド農道間の市道の道路修理をして欲しい。毎年要望している。	本年度については、区内の一部について舗装修繕を予定しています。また、区の方で舗装修繕における優先順位を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
16	会所柵が破損して、車が通る度にグレーチングが騒音を発生させているので、改修して欲しい。	会所は、市の所有となりますので必要に応じて補修します。グレーチングについては、個人所有となっております所有者の方の対応となります。 (道路課)
17	ベリーデコ前の市道に数台駐車していて、道幅を狭くしているのので、迷惑駐車対策として、ポールを設置して欲しい。	泉南警察署に申入れするとともに設置の必要性について検討します。 (道路課)
18	水路にグレーチングを設置して欲しい。	道路管理の観点から設置の必要性について検討します。 (道路課)
19	水溜りが出来るので、道路を舗装して欲しい。	区の方で舗装修繕における優先順位を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
20	男里北交差点の自動車整備工場の車が、まだ、時々、道にはみ出して駐車しているため、危険な時があるので、継続して注意して欲しい。	泉南警察署に再度申し伝えます。 (道路課)
21	幡代から旧幼稚園を通して男神社角までの道路は、小学生の通学路でもあるが、道路に水たまりや穴が多くなっているのので通学に危険である。早急に改修して欲しい。	道路の穴に関しては随時補修していきます。本年度については、区内の一部について舗装修繕を予定しています。また、区の方で舗装修繕における優先順位を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
22	中獄アルミからベリーデコまでの道路下の水路がかなりくさい時もある。水路の掃除等をして欲しい。	昨年度から数回現場を確認しましたが、臭いの確認ができませんでした。一度、現場立会をお願いします。 (下水道課)
23	凸凹の市道の修繕をして欲しい。	区の方で舗装修繕における優先順位を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
24	男里川交差点からリバース工場に向けて、阪南市の清掃車が日に4回スピードを出して通行して行くので大変危険である。注意喚起して欲しい。	速度超過については、道路管理者である岸和田土木事務所や泉南警察署に申入れします。 (道路課)
25	府道256号線の車のスピードの抑制対策をして欲しい。	速度超過については、道路管理者である岸和田土木事務所や泉南警察署に申入れします。 (道路課)
26	府道204号線からバンドー化学までの間、スピードを出す車が多く危険なため、速度抑制対策をして欲しい。	当該箇所は、グリーンベルトやスピード落とせの路面標示が設置されており、一定の速度抑制効果がある路線です。更なる速度抑制について検討します。 (道路課)
27	男里外周道路を拡張してもらいましたが交通量が増加している。交差点に安全対策をとって欲しい。外周道路のスピード出しすぎの注意喚起をお願いしたい。	過年度に泉南警察署へ申入れを行いました。信号の設置に関しては困難との回答でした。また、路面標示については、区の方で優先箇所を示していただいた上で、予算範囲内で対応します。 (道路課)
28	旧雄信幼稚園は貴重な公共用地であり、地域の発展に寄与する跡地利用方を早急に提示して欲しい。	旧雄信幼稚園については、効果的な利活用の方法を提示することができるよう関係部署と連携し、引続き検討を進めます。 (教育総務課)
29	旧雄信幼稚園内部および周辺の草刈りの回数を増やして欲しい。	旧雄信幼稚園の内部の草刈りについては、限られた予算において可能な限り回数を増やせるよう努めます。 (教育総務課) 周辺の草刈りについては、予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じての対応となります。 (道路課)
30	旧幼稚園前の溝の勾配が水の流れと逆になっており、排水が出来ていないので、勾配を変える等の改修工事をして欲しい。	旧幼稚園の利用方法等に関連するため、教育委員会等の協議が必要となります。 (道路課)

	要望内容	要望回答
31	南海住宅内道路の舗装やり直しをして欲しい。平成27年度にも一部補修されているが、すべての所で老朽化が進んでいる。	舗装修繕については、市全体として検討する中で緊急性の高い箇所からの対応となります。本年度については、区内の一部について舗装修繕を予定しています。また、区の方で舗装修繕における優先順位を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
32	男神社の裏から通称バケ藪を通過して幡代に抜ける道路を全面補修して欲しい。	本年度、当該路線の一部について舗装修繕を予定しています。 (道路課)
33	水路を補修して欲しい。昨年現地の測量や設計など準備を進めてもらいましたが、早急に着手して欲しい。	今年度も引続き、予算確保に向け取り組んでいきます。 (下水道課)
34	水路にグレーチングの設置して欲しい。	道路管理の観点から設置の必要性について検討します。 (道路課)
35	水路のグレーチングのガタつきを改修して欲しい。	具体的な箇所を教えてくださいいただきますようお願いいたします。 (道路課)
36	樽井男里平野線の水路に交通安全(歩行者対策)の観点から蓋掛け(一部済)をして欲しい。	現場の実情に応じた適切な工法を検討し、整備効果の検証を図るとともに、本市の財政状況を見ながら、実施に向けた努力をします。 (道路課)
37	男里川土手沿いは、街灯が無いので、設置して欲しい。	男里橋より一定区間については街灯が電柱添加されている状況であり、それ以降については電柱がない状況であるため、現地の状況等を確認した上で、設置を検討します。 (道路課)
38	道路舗装	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
39	道路の補修工事について	大阪府広域水道企業団が令和8年に水道管の埋設後、舗装を全面復旧する予定です。 (道路課)
40	側溝の劣化による修繕について	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
41	土砂の流出防止及び側溝奥山側水路の整備。大雨時に土砂及び落ち葉が側溝に流れ出て側溝で溜まる状態となります。	所有者にお願い通知送付。 (環境整備課)
42	近接道路に下水管が施設されておりますので、ここに当自治会からの汚水を放流したく、下水管敷設をお願いします。当会地域は市街地調整区域にあり、当該工事の優先度は低いということも重々承知しておりますが、上記環境をご賢察いただき、ぜひとも前向きなご検討をお願いいたします。	要望書の内容確認を行い、下水道接続についての協議を行いました。 (下水道課)
43	市道 林昌寺サンゴ池線 池堤補修	応急的な処置を講じます。 (道路課)
44	第四地区内のグレーチング下及び会所の溝掃除のお願い	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
45	街路灯の設置について	防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
46	1号公園端に生える高木の伐採	造園業者に依頼し対応します。 (住宅公園課)
47	男里浜区に浜老人集会場(浜区民センター)管理委託費支給を要望いたします。	直接、対面により回答を行いました。 (長寿社会推進課)
48	防犯灯設置	防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
49	側溝の修繕について	応急修繕にて対応します。 (道路課)
50	男神社参道横の道路の横にグレーチングを架けて欲しい。	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
51	砂川第4地区4班地内のグレーチング下の溝掃除	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
52	八幡山区自治会館よりの道路に、「とまれ」の標識設置及び、道路に「停止線」「止まれ」の表示をしてほしい。自治館前は、十字路となっており、左右方向が優先道路、となっています。自治会館への十字路侵入道路には、「とまれ」の標識が設置されており、道路上には「停止線」「止まれ」の表示があります。	特定の利用者を対象とした路面標示は設置できませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 (道路課)

	要望内容	要望回答
53	歩道の改修工事をお願いします。 サングリーン1号公園の西側歩道から新家3号公園・新家2号公園・新家1号公園沿いの歩道。	広範囲となりますので単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。令和6年度については、新家1号公園前の歩道を改修します。 (道路課)
54	新家サングリーン内メイン道路北側歩道の一部改修をお願いします。	広範囲となりますので単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。令和6年度については、新家1号公園前の歩道を改修します。 (道路課)
55	水湧神社付近の遊歩道の改修工事をお願いします。	遊歩道の改修は、木の根によるものと考えられるため、まずは原因となっている木を特定し、伐採することが必要ですが、水湧神社や自治会と協議の上、対応を検討します。水湧神社内の桜につきましては、神社の所有になりますので、市で剪定等は実施できません。 (住宅公園課)
56	新家東小学校の西側で新家サングリーンC地区の住宅内道路の改修工事をお願いします。	令和5度に要望のあった新家サングリーンC地区の道路改修工事を行います。 (道路課)
57	道路の補修をお願いします。	広範囲となりますので単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
58	道路の補修をお願いします。	広範囲となりますので単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
59	道路の補修をお願いします。	広範囲となりますので単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
60	狭い路地の補修工事をお願いします。	工事については、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
61	法面・車道の危険度調査。	当該箇所については、本市の関係部署と連携し、今後とも経過観察を行いますので、ご理解をお願いします。 (道路課)
62	センターラインと横断歩道の改修をお願いします。	横断歩道、停止線については、泉南警察署へ申入れをしたところ、詳しくは直接泉南警察署に問合せしてほしいとのことです。センターラインの劣化については、経過観察のうえ、必要が生じた場合に対応します。(平成29年度に塗直しを実施) (道路課)
63	一時停止標示の改修をお願いします。	停止線については、泉南警察署へ申入れをしたところ、詳しくは直接泉南警察署に問合せしてほしいとのことです。 (道路課)
64	公園の壊れた遊具の処置をお願いします。	サングリーン3号公園については、令和6年度に鉄棒の更新、令和7年度に滑り台の補修を計画しています。 (住宅公園課)
65	公園・緑地の樹木の消毒をお願いします。	消毒は効果的な時期に実施します。 (住宅公園課)
66	公園・緑地の除草・樹木の剪定等をお願いします。	除草・剪定は、例年どおり年1回の実施を予定しています。時期については、自治会と立会および協議を行い、自治会の要望時期に実施できるよう調整します。 (住宅公園課)
67	街灯・防犯灯の設置をお願いします。	現地確認し、設置基準を踏まえ必要に応じて対応します。 (道路課)
68	フェンスの修理をお願いします。	水湧神社と大池のり面との境目のフェンスについては、見積を取得の上、実施の可否を検討します。 (住宅公園課)
69	サングリーン3号公園南側ブロック壁の改修工事をお願いします。	令和6年度にブロック壁の改修を計画しています。 (住宅公園課)
70	引谷池内の除草をお願いします。	池の管理者である水利組合が、令和5年度は5月初旬に除草剤を散布し、11月には除草および焼却作業を実施しました。例年は除草剤の散布を10月に実施していましたが、昨年は5月に早めたことにより、がまの穂の種子の飛散を一定防止することができました。令和6年度につきましても、除草剤の散布を5月初旬に完了しています。また、11月には除草および焼却作業を実施する旨回答を得ています。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
71	元汚水処理・ポンプ場敷地内の除草をお願いします。	今後とも適正な管理に努めます。 (環境整備課)
72	1.公園、緑地の草刈り及び樹木の剪定、伐採、消毒 2.ロータリー緑地(円形)の草刈り 3.公園、緑地の急傾斜地の防草シート外の草刈り	草刈り・剪定については、令和6度も年1回の実施を予定しています。なお、草刈りの時期については、自治会と立会および協議を行い実施します。桜の消毒は、効果的な時期に実施します。 (住宅公園課)
73	自然公園の斜面転落防止フェンスの設置	斜面転落防止フェンスは広範囲に設置が必要なため困難です。引続き、立入り禁止看板による啓発に努めます。 (住宅公園課)
74	団地内の未改修道路の全面舗装改修	優先順位に従い予算の範囲内で舗装改修します。令和6年度については、改修の予定はありません。 (道路課)
75	排水路、階段の補修	緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で、計画的に対応します。当該地については、今後とも経過観察を行いますので、ご理解をお願いします。 (道路課)
76	大池放水路脇の樹木の伐採と消毒、及び最終排水口手前の葎・笹の刈り取り	令和5年度は管理者である水利組合により樹木の伐採と葎の撤去が実施されました。令和6年度は、再び繁茂してきた葎等の除去と土砂の浚渫を実施する旨回答を得ています。 (産業振興課)
77	大池出島内樹木の剪定と雑草の除去	土地所有者である中村区に要望しました。中村区としては、もともと出島の地目が山林になっていることや水の使用上支障がないことなどから出島全体の伐採は難しい旨回答を得ています。 (産業振興課)
78	大池及び大池排水路から発生する悪臭の解消(水車の増設も検討)	引続き、悪臭につきましては巡回を実施します。また、水の滞留を防ぐため5月初旬に水車を稼働しています。水利組合には養魚業者への指導も行う旨回答を得ています。 (産業振興課)
79	大池管理通路の樹木、雑草除去及び石垣の補修	日常管理については、管理者である地元水利組合へ実施を要望しました。危険木等があれば報告してほしいということです。 (産業振興課) 緑地の樹木、雑草除去および石垣の補修は、現地確認の上、必要に応じて対応します。 (住宅公園課)
80	住宅内道路標示(白線)の補修	横断歩道、停止線については、泉南警察署へ申入れをしたところ、詳しくは直接泉南警察署に問合せしてほしいとのことです。 (道路課)
81	フェンス基礎傾き箇所の修復	令和2年度から毎年測量結果を自治会に報告していますので、令和6年度も同様に測量し結果の報告を予定しています。空洞部分は土嚢を設置していますが、経過観察の上、対応します。 (住宅公園課) 転落防止の観点から経過観察を行います。 (道路課)
82	自治会集会所 敷地西端に向けて大池石垣埋め戻し方向に、地盤沈下している為沈下防止策の調査をお願いします	いずみ台新家住宅自治会館は、その他集会所に位置付けられているため、管理・維持に関しては地元自治会において運営される施設となっています。令和4年に実施されました応急処置部分について、本市においても実施していますが、自治会でも経過観察を行っていただき、処置部分に不具合が発生した場合にはご連絡いただければ幸いです。本市では集会所の整備に要する費用を補助する制度として「集会所等の整備事業費補助事金交付要綱」も制定されており、計画的な施設の保全に向け、ご活用いただければと考えています。 (長寿社会推進課)
83	住宅入り口に防犯カメラ設置	令和6年度防犯カメラ設置検討委員会(泉南警察、本市指導課、本課)が開催され、設置場所が決定されたところです。令和6年度の設置場所とはなりません。今後の防犯カメラ設置検討委員会で検討します。 (生活福祉課)
84	学校瓦の録音機能・メッセージ機能についての要望書	予算要求予定です。 (教育総務課)
85	砂川区第5地区東土手の桜並木の剪定、下斜面の雑草等の草刈の要望	シルバー人材センター等に依頼し対応します。 (住宅公園課)

	要望内容	要望回答
86	砂川第5地区の道路の凹み、亀裂の補修工事要望	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
87	防犯カメラの設置	令和6年度防犯カメラ設置検討委員会(泉南警察、本市指導課、本課)が開催され、今年度の設置場所が決定されたところです。今年度の設置場所とはなりません。今後の防犯カメラ設置検討委員会で検討します。また、区、自治会での設置については補助金(1台当たり最大10万円)制度がありますので、併せてご検討ください。 (生活福祉課)
88	市道草刈り	今年度草刈りを実施します。 (道路課)
89	道路標識白線引き	現場確認し、設置の必要性について検討します。 (道路課)
90	区画整理の枝道延長の舗装の続き	舗装や道の延長については、予算の範囲内での対応となり、市全体として検討する中で緊急性の高い箇所からの対応となります。 (道路課)
91	アスファルト補修	具体的な箇所を教えてくださいますようお願いいたします。 (道路課)
92	電灯追加	令和5年度、要望をいただいた箇所に防犯灯を設置しましたので、設置後の経過観察を行います。 (道路課)
93	溝蓋修繕	大阪府へ申し入れます。 (道路課)
94	八幡山区のカーブミラーの割れ状の模様が発生したミラー部分の交換。	路面標示を所管する泉南警察署に確認したところ設置不可との回答でした。 (道路課)
95	信達公園でのボール遊びについて	ボール遊び禁止の張り紙を掲示します。 (住宅公園課)
96	道路舗装と路面標示の手直しについて	本年度にて工事を実施します。 (道路課)
97	八幡山区 草刈り及び防草シートの施工。 山の持ち主に対し、要望事項の処置を依頼願います。	所有者にお願い通知送付。 (環境整備課)
98	八幡山区第二公園入口に生える桜の木の枝の伐採。 第二公園入口左側2本の桜の木の枝の伐採。	シルバー人材センター等に依頼し対応します。 (住宅公園課)
99	遊具及びベンチの改修について	滑り台については、今年度中に改修予定となっております。ベンチの修繕については業者に依頼し対応します。 (住宅公園課)
100	童子畑から堀河の市道立木の代採の件	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)令和5年度にて実施済
101	大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。	現在職員の削減は行っており、今後も原則として、退職者(現業職は除く)数に応じた職員を補充する方針とし、更なる行政サービスの向上のため適正な人員配置に努めます。 (秘書人事課)
102	大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの原因を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	理事者・管理職等のジェンダーバランスが偏っている理由としては、管理職候補者となる係長への昇任試験の受験者数が少ないこと等が考えられます。令和5年度には、係長試験の見直しを行い、受験意欲のある職員が出産・育児等で受験をあきらめることのないようライフイベントを見据えた係長昇任制度を構築し、女性の管理職への登用に取り組んでいます。 (秘書人事課)
103	大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケットクなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。	令和6年7月31日現在の外国人登録人口は1,077人で、国別内訳は上位より、ベトナム(252人)、中国(174人)、韓国(156人)、インドネシア(137人)、フィリピン(99人)、その他(259人)です。 (市民課) 日本語が話せない等の外国人が窓口に来られた際には、泉南市に勤務する国際交流員に通訳を依頼するなどして対応します。7月1日現在、外国語対応できる職員数は、国際交流員やALTを含めて38人在籍しています。また、外国にルーツがある来庁者に英語で正しく対応するノウハウを身に着けるため「庁内職員向け英語で窓口対応研修」を実施するなどして、外国語対応が可能な職員の増加に向けて取り組みます。 (秘書人事課)

	要望内容	要望回答
104	2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。	大阪府子どもの生活実態調査と同時に市での実態調査は実施していません。 (家庭支援課)
105	子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の子どもの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。 就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。	申請については、1枚の申請書で同じ世帯の市立小中学校に通う子ども全員分の申請を可能としており、簡素化を行っています。オンライン申請については、システム標準化のことも考慮し、今後検討します。支給額については、国の基準額を参考に決定します。 (教育サービス課)
106	朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。	大阪府よりフードバンク・フードパントリー等の情報が入った際には、子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂に情報提供しています。大阪府子どもの生活実態調査で朝ごはんを食べていない子どもの現状については、子ども食堂交流会等で情報を発信します。 (家庭支援課)
107	大阪府「子ども食費支援事業」とどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。	泉南市では、本市の自立相談支援機関であるここサポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事業を実施しており、フードバンクが必要と思われる方への案内を行っています。ここサポ泉南(泉南市人権協会)のほか、病院、地域包括、市社会福祉協議会、福祉団体、民間企業等で物品の情報共有を行い、生活必需品を必要とされている方に届けています。子ども食堂にもここサポ泉南を通じ、食料の提供を実施しています。 (生活福祉課) 大阪府よりフードバンク・フードパントリー等の情報が入った際には、子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂に情報提供しています。大阪府子どもの生活実態調査で朝ごはんを食べていない子どもの現状については、子ども食堂交流会等で情報を発信します。 (家庭支援課)
108	児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVIに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。	児童扶養手当の申請時および現況届の提出時においては、受給資格要件の審査のため、法令に基づいた書類の提出を依頼しています。また面談時にはプライバシーに配慮を行い、支給決定に必要な最低限のものを聞き取り、人権侵害にならないよう配慮し対応しています。DV関連による聞き取りについても配慮を行い適切な対応を心がけています。面接時に他の制度の案内が必要な方には、制度の内容を説明し、母子・父子自立相談支援員が関係窓口へ同行するなど担当に繋いでいます。外国人の申請者で外国語対応が必要な場合は、対応できる職員に通訳をお願いしています。 (家庭支援課)
109	子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。	子どもおよびひとり親の医療費助成制度の自己負担額を無料にすることは、現状の本市財政状況では困難です。今後も国・大阪府に対して、国における制度化と府制度の拡充の要望をします。また入院時食事療養費についても国・大阪府に要望します。 (家庭支援課) 妊産婦健康診査の助成や多胎児助成は実施していますが、医療費助成については、現在のところ実施していません。国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、実施の検討を行います。また、国・大阪府に対しての要望も検討します。 (保健推進課)

	要望内容	要望回答
110	小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。	<p>泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応します。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。 (保育子ども課)</p> <p>幼稚園の副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であると従来整理されています。幼稚園教育要領では、健康に関する内容として、「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつこと、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わうこと」とされており、市立幼稚園では、保護者から毎月200円をお預かりし、季節感がわかるようなおやつ等を子どもたちに提供する等、各園で工夫しています。 (指導課)</p> <p>給食施設の整備および運営・維持管理には相当の費用が必要となりますので、本市の財政状況を踏まえ経済的・効率的に運営することが必要であり、自校調理方式での給食の提供は困難です。 学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。 (教育総務課)</p>
111	学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。	<p>各学校においては、学校保健法に基づき、受診結果を本人および保護者に通知し、その後の受診状況の把握も行っているところです。 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の保護者には受診を促すとともに受診結果を報告してもらうようにしており、未受診となっている児童・生徒については、養護教諭および担任等が保護者に対し、できるだけ速やかに検査を勧めるよう働きかけ等を行っています。第三者付き添い受診の制度化については、介護医療のように制度が整備されない中で実現は難しいと思われます。 (指導課)</p>
112	児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。	<p>新型コロナウイルス感染症の扱いが感染症法上の第5類に移行されたことを踏まえ、全小中学校で昼食後の歯磨きを再開しました。 (指導課)</p>
113	障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。	<p>市内の歯科医院や在宅歯科診療可能な診療所の一覧などが、泉佐野泉南歯科医師会のウェブサイトに掲載されています。また、大阪府下の障がい者歯科診療施設の情報についても大阪府のウェブサイトに掲載されており、相談があった場合には、情報提供します。 (障害福祉課)</p>
114	最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。	<p>市独自の奨学金の創設は、現状としては実現が難しい状況にあります。奨学金制度を必要とする方には、「進路相談支援事業」として泉南市人権協会において、奨学金に関する個別相談を行っています。また各中学校においても、進路指導のコーナーにポスター掲示を行っています。 (指導課)</p>
115	公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。	<p>市営住宅の管理戸数は368戸、空き戸数は129戸(政策空家除く)ありますが、現在、未耐震住棟の建替事業を進めており、空き戸数のほとんどが建替対象又は未耐震住棟入居者の住替先となっている状況です。建替事業の推進に伴い、新規の入居募集も一時中断していることから、当面は目的外使用による提供の予定はありません。 (住宅公園課)</p>

	要望内容	要望回答
116	<p>保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。</p>	<p>国実施事業として「保育士等宿舍借り上げ支援事業」で保育所等の事業者が、保育士等用宿舍借り上げを支援するために必要な費用の補助を行っています。</p> <p>市独自事業としては、「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を実施。保育士等の資格を有するが現在就労していない方を対象に市が臨時的任用職員として、公立こども園において、一定期間雇用し、園の職員が指導・支援を行いながら保育現場への就職を支援しています。</p> <p>保育士資格の取得を目指す学生に対しても、「保育学生就職支援プログラム」を実施。公立認定こども園で保育補助員として受け入れ、現場実習を行いながら不安などを解消して就職ができるよう支援しています。</p> <p>また、「保育人材確保定着支援事業」として、新規採用者への祝金・永年勤続者への慰労金などを実施する民間保育施設に、費用の補助を行っています。(保育子ども課)</p> <p>学童保育指導員に関して、泉南市では家賃補助制度や奨学金制度等の実施については、現在のところ未定ですが、近隣市町の動向などを踏まえ、必要に応じて判断します。(生涯学習課)</p>
117	<p>役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。</p>	<p>市役所庁舎においては「Osaka Free Wi-Fi Lite」が接続可能となっています。詳しくは下記URLから「Osaka Free Wi-Fi Lite 利用方法・つなぎ方」をご確認ください。 https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/soumu/somuka/soumukakari/annai/1462938426660.html (総務課)</p> <p>他市又は本市各施設の導入状況等を情報収集し、検討します。(保健推進課)</p> <p>総合福祉センターでは、利用者の利便性の向上を図るため、フリーWi-Fi機器を3カ所設置しています。(長寿社会推進課)</p> <p>市内の4公民館のうち3公民館にフリーWi-Fiが設置されています。残り1公民館は、災害時には利用可能ですがフリーWi-Fiに変更する予定はありません。(文化振興課)</p> <p>青少年センターではWi-Fi機器の設置を行い、必要に応じて貸館利用者の利便性向上のため必要に応じて活用いただいています。フリーWi-Fiについては、さらなる利便性向上のため、今後検討します。(生涯学習課)</p> <p>市民交流センターでは、貸館利用者の利便性の向上を図るため、令和2年12月にフリーWi-Fi機器を設置し、必要に応じて利活用いただけるようにしています。(人権推進課)</p>
118	<p>万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。</p>	<p>万博の招待事業の活用については、次世代を担う子どもたちが、世界の最先端技術や価値観などに直接触れる機会でもあるため、安全性が確保される会場での参加については、各校の意向を尊重しています。(指導課)</p>

	要望内容	要望回答
119	国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化(マイナ保険証)の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。	有効な保険証が無効と表示されたり、高齢者の負担割合が異なって表示されるなど、マイナ保険証を巡る医療機関でのトラブルについては新聞、テレビ等各種報道で確認しています。また、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送等の対応において職員の作業負担も増加しているところではありますが、国保の広域化に伴い、本市単独ではなく大阪府や府内自治体の動向も注視しつつ対応します。 (保険年金課)
120	新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータル感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。	感染症、健康危機管理、母子保健、精神保健等、保健師等の果たす役割は多岐にわたっており、今後人事部局へも必要な人員要望を行います。 (保健推進課)
121	PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。	泉南市は土壌汚染の事務移譲を府から受けておりませんので、土壌検査については大阪府が実施主体となります。 (環境整備課) PFAS血液検査等の実施については、今後国・府の動き等情報収集に努めるとともに近隣市町の取組等を参考に検討します。 (保健推進課)
122	2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市長村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。	国保統一化については、持続可能な医療制度を構築するため、平成27年度に国民健康保険法が改正されたことに伴うものです。大阪府としても国民健康保険運営方針を策定し、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるよう、府内全市町村が協力して統一に向けて事務を進めてきたところです。国保の広域化に伴う、保険料、賦課限度額および減免制度の改定については、被保険者にとって急激な負担とならないよう段階的かつ計画的に行っています。また本市においては、大阪府からの借入金があり実質的には赤字であるため、基金を積み立てることができる財政状況ではありません。 (保険年金課)
123	18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。	子どもの均等割について、未就学児の均等割は令和4年4月より2分の1の減額を実施しています。なお、市長会を通じて、均等割の軽減に係る適用拡大について要望を行います。傷病手当金については、国保の広域化に伴い、大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ対応します。減免制度等の周知については、市ウェブサイトに掲載しており、市独自減免は別途手続方法を記載した納付等に関するチラシを作成し納付通知書に同封の上、送付しています。各種申請については、市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。 (保険年金課)
124	3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。	マイナンバーカードを保有されていない、または、保有しているが健康保険証と紐づけされていない被保険者に対し、本年12月2日以降、「資格確認書」を発行するにあたり事務処理を行っているところです。2025年10月以降の「資格確認書」の発行については、国保の広域化に伴い、大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ対応します。 (保険年金課)
125	国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。	現在、決定通知・納付書については、外国語対応をしておりませんが、国保のしおりについては、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞けるしおりを作成し配布しています。また、別途国民健康保険の制度について記載した英語版のパンフレットを配布しています。 (保険年金課)

	要望内容	要望回答
126	<p>特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。</p>	<p>本市の健康づくり計画「健康せんなん21」においても、がん対策を重点項目と位置づけ、がん検診受診率向上策に取り組んでいます。子宮がん・乳がん検診のクーポン券の送付や大腸がん検診の無料化、国保との連携による特定健診とがん検診の同時実施、日曜健診等により受診率向上を目指し、早期発見・早期治療につなげます。事業の分析・評価を行い、今年度策定中の次期計画策定に反映します。 (保健推進課)</p> <p>泉南市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)および第4期特定健康診査等実施計画において、特定健康診査受診率の向上は重点的な取組と位置付けています。令和4年度実績は、国(市町村国保)37.5%、大阪府31.0%、泉南市35.8%です。泉南市においては令和3年度に比べ、5.3%と向上しています。さらに受診率の向上を目指すために、web予約の導入、がん検診と集団健診の同時実施や日曜日健診を実施すること、健診内容の充実として測定会と集団健診の同時実施を行います。さらに、国保に新規加入される方に対して窓口で積極的に対面にて受診勧奨を行います。外国語対応について、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞ける国保のしおりを作成し、特定健診・特定保健指導についても掲載しています。 (保険年金課)</p>
127	<p>大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市長村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。</p>	<p>本市の健康づくり計画「健康せんなん21」において、歯や口腔の健康の目標を定め、歯科保健対策に取り組んでいます。成人期では、20歳以上の方への歯周疾患検診(個別と集団)や妊婦歯科健康診査(個別)を実施しています。費用は無料で、広報紙等で歯科保健について普及啓発に努めています。歯科健診の対象範囲の見直しについても、国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、検討します。 (保健推進課)</p> <p>歯科健診を受けるにあたり、障害を理由とした配慮が必要とされる場合には、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用など、個別相談により対応します。 (障害福祉課)</p>
128	<p>第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。</p>	<p>第9期の保険料策定にあたっては、被保険者の負担能力(所得)に応じた保険料の段階の細分化を継続した上で、高齢化による介護給付費が増加する中でも、基金を活用することで第1段階および第3段階の保険料を引き下げ、その他の段階については、第8期と同額としました。増加が見込まれる介護給付費について、介護予防・重度化防止を推進し、今後も保険料上昇の抑制に努めます。 (長寿社会推進課)</p>
129	<p>非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。</p>	<p>介護保険料については、非課税者および低所得者を含め、所得に応じた保険料を設定しており、なおかつ、本市においては、市民税非課税世帯を主な対象とする独自の減免を行っています。 (長寿社会推進課)</p>
130	<p>介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>保険の法的給付については、国費、府費、保険料等の財源があるが、自治体の独自事業を行うとその財源を保険料に転嫁する必要があります。 (長寿社会推進課)</p>

	要望内容	要望回答
131	<p>総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について</p> <p>利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p> <p>総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。</p> <p>「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。</p> <p>いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>	<p>本市では、従来相当サービスのみの提供となっており、すべての要支援認定者が従来相当サービスを利用しています。 (長寿社会推進課)</p>
132	<p>保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>保険者機能強化推進交付金の評価指標については、事業推進のための指標と認識しており、給付に関しては介護保険法の目的である自立した日常生活を営むことができるよう、今後も適切にサービスが提供されるように取り組みます。 (長寿社会推進課)</p>
133	<p>介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p>	<p>泉南地域の5市3町および大阪府、大阪福祉人材支援センター、大阪府社会福祉協議会、老人施設部会、社会福祉協議会、専門学校とともに、泉南地域介護人材確保連絡会議を組織し、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応するため、各団体と連携して研修会や就職相談会等を通じ、介護人材の確保に取り組みます。 (長寿社会推進課)</p>
134	<p>入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>特別養護老人ホームにおいては在宅での生活が困難になり早急な入所が必要となった方を優先的に選考できます。また、高齢者の安全・安心な住まいの提供は重要な課題であり、サービス付き高齢者向け住宅が果たす役割は大きく、その整備計画については都市整備部局や大阪府と連携し、事前把握に努めています。また、サービス付き高齢者向け住宅について、長寿社会推進課窓口に登録簿を設置し、閲覧できるようにして入所待機者の解消に向け取組を行っています。 (長寿社会推進課)</p>
135	<p>次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1、2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。</p>	<p>介護保険事業財政や被保険者の過度な負担とならないか等、今後の詳細な国の制度設計を注視し、対応します。 (長寿社会推進課)</p>
136	<p>高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。</p>	<p>高齢者などの要支援者を見守る際に、熱中症に対して啓発を行えるよう見守りネットワークや、概ね小学校区単位で実施している小地域ネットワーク活動、地域で活動されている民生委員児童委員協議会、日常生活圏域ごとに開催している地区ケア会議などの地域を見守る活動を行う団体に対し、熱中症に関する情報を共有し、見守りを行っています。 (長寿社会推進課)</p>
137	<p>介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。</p>	<p>介護保険証のマイナンバー化について、国は介護サービスの需要増大や多様化に加え、介護人材不足も見込まれる中、情報通信技術を活用した業務の効率化が図られるとし、また、被保険者側としても例えば、要介護認定の区分変更があったとしても、保険証の再発行が不要となるなど手続き上の効率化が考えられます。一方で個人情報の漏洩等についての懸念もあることから、今後の国の制度設計について注視します。 (長寿社会推進課)</p>

	要望内容	要望回答
138	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。	補聴器については、障害者手帳所持者を対象とした障害者施策だけでなく高齢者施策として、高齢期の聴力低下に対応し、高額ではあるが補聴器を活用することで社会参加や地域交流を促してフレイル予防や認知症予防に資するものであることは認識しています。また、加齢性難聴を対象とした補聴器等の購入費用について、市長会を通じて、国および大阪府に対し財政支援等、積極的な措置を講じるよう要望しています。 (長寿社会推進課)
139	新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。	定期接種化に伴い、国の方針に基づき、秋より実施します。自己負担額は近隣市町と調整をはかり、統一単価とし、また低所得者の方の負担軽減策を実施します。 (保健推進課) 令和5年度までは大阪府の実施する「高齢者施設等の従事者等への抗原キット定期検査」および「高齢者施設等(通所系・訪問系サービス)の従事者等に対する定期PCR検査」の実施についての周知に努めておりましたが、現在は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、他の5類感染症と同様の扱いをしています。その上で、現状を鑑み、介護施設・事業所でクラスター等が発生した際には、国の基準に基づき市への報告を求めており、その際に衛生物品等の不足を把握した場合には、市の備蓄する衛生物品等を供与しています。 (長寿社会推進課)
140	2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。	75歳以上の後期高齢者の医療費は、約5割を公費で負担し、約4割が現役世代の負担(支援金)によって支えられています。令和4年(2022年)以降は、他の世代より突出して人口の多い団塊の世代が75歳以上になってくるため、医療費はさらに増大し、現役世代の負担がさらに大きくなるのが懸念されています。こうした中で、現役世代の負担を少しでも減らしていくと同時に、全ての世代が安心して医療を受けられる社会を維持するために、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しが行われました。今回の見直しにより、窓口負担割合が2割となる方には、外来の医療費が大幅に増えないようにするための配慮措置が設けられています。 (保険年金課)
141	带状疱疹は80歳までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。	国の定期予防接種化の方針により、具体的な方針が示されましたら、接種体制整備を図ります。 (保険推進課)
142	障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。	自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定および国の通達により、一律に介護保険を優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受け取ることが可能かを適切に判断することとされています。そのため、障害者の状況等を総合的に判断し、高齢担当およびケアプラン作成事業所とも調整しながら、障害福祉サービスの支給を検討します。 (障害福祉課)
143	日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。	申請をしない理由や事情等を十分に確認し、申請について理解を得られるよう働きかけをする中で、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービス支給について検討します。 (障害福祉課)
144	介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。	事務処理要領に基づき、運用しています。 (障害福祉課)
145	介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	一律に介護保険を優先させるのではなく、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービスの支給をしており、支給基準等にも記載しています。 (障害福祉課)

	要望内容	要望回答
146	介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。	国の動向を注視し、今後検討します。 (障害福祉課)
147	介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しつつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。	国の動向を注視し、今後検討します。 (障害福祉課)
148	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	利用者の障害特性に配慮の上、ケアプラン作成事業所とも調整しており、現状では、大半の方に障害福祉サービスを実施している事業所を継続利用していただいています。 (障害福祉課)
149	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	障害福祉サービスでは、利用者負担の軽減措置として、国により、低所得の方が無理のない負担でサービスが利用できるような一定の措置が講じられています。 (障害福祉課)
150	2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	府内市町村の動向をふまえて、慎重に対応します。 (障害福祉課)
151	コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。	他法他施策の活用や生活保護基準に則り、趣旨を説明した上で、適正に行っています。扶養照会については、個々の世帯状況により、世帯の意思を尊重し対応しています。また、申請意思があれば、申請を受理しています。 (生活福祉課)
152	大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。	現時点ではポスター作成はしていません。相談に来られたときなどで冊子等も用いて生活保護制度のご理解をいただけるよう、説明に努めています。 (生活福祉課)
153	ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。	社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるように人事部門に申し入れをしています。ケースワーカーとしての着任初年度は、特にCW研修に参加するようにしています。母子世帯等に関わらず、人権侵害などの対応とならないよう、生活保護法に基づき適正に行っています。 (生活福祉課)
154	シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。	令和6年7月1日現在、9名のCWのうち7名が女性です。基本的に母子、女性(既婚、独身に関わらず)世帯は必然的に女性CWが同行するようになっています。 (生活福祉課)
155	自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)	本市では生活保護の「しおり」内の漢字にルビを振り、理解度の向上に努めています。「しおり」と申請書は相談に来られた方の求めに応じ、配布することとしています。特に「しおり」については2種類を作成し、相談に来られた方と受給決定した方で内容を分けており、生活保護制度の理解促進を図っています。 (生活福祉課)
156	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	当市において現在警察官OBを配置しておらず、配置する予定はありません。 (生活福祉課)
157	物価高により低い生活保護基準では暮らせない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。	大阪府および国への要望事項として検討します。 (生活福祉課)
158	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	国の住宅扶助基準に沿って支給決定しています。現在、特別基準の設定の積極的実施については、実情に応じ、個別に対応するよう努めています。 (生活福祉課)
159	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。	薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康被害の防止とあわせ、本人の状況に応じ薬局より管理指導を実施することにより、健康管理に寄与し医療扶助費の適正効果を見込んでいます。 (生活福祉課)
160	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	世帯としての意思を認識できる面談を行っています。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
161	災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。	小学校・中学校の体育館の空調設備については設置に向け、今年度設計を行い、令和7年度にはすべての小中学校の体育館に空調設備を設置する予定です。また、災害時における避難施設としての洋式トイレの必要性は理解しており、同時に和式トイレについても必要なものと考えています。災害発生時における避難所施設としての整備に関しては、危機管理部局と連携し検討します。 (教育総務課)
162	能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。	スフィア基準に示されている最低基準に対し避難所の一人当たりの広さは確保できており、水とトイレの提供については関係機関等の協力を得つつ基準以上の提供を行っていくため、関係機関等と調整して計画を具体化します。 (危機管理課)
163	高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。	高齢者や障害者などの災害時要配慮者につきましては、その支援者の決定に取り組んでいます。高層住宅の自治会等と連携して、支援体制構築に取り組みます。また、住宅管理者等に対して適切な助言を行います。 (危機管理課)
164	小学校裏手の溝に運動場の土が流れ、詰まる。(水路の清掃)	教育総務課で側溝清掃、下水道課で処理。 (教育総務課)
165	グレーチングの設置	現地確認し、必要な範囲で修繕します。 (道路課)
166	八幡山区入口 公衆電話ボックス周辺の草刈り。 公衆電話ボックス側溝に生える草の除去	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
167	八幡山区における空き地の草刈り	所有者に空き地の適正管理に関する通知送付。 (環境整備課)
168	2022年度から第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」により地方財政措置が講じられ、以下のように地方交付税が措置されています。 1.学校図書館蔵書の充実 2.学校図書館への新聞配備 3.学校司書の配置 つきましては、厳しい財政状況とは存じますが、「5か年計画」に基づく学校図書館図書費、新聞購読費、学校司書配置の予算化に向けてご高配賜りますようお願い申し上げます。	回答を求めず。
169	旧浜保育所横の空き地の草刈り	所有者に空き地の適正管理に関する通知送付。 (環境整備課)
170	イトーピア2号公園に水道設備の設置について	設置費・維持費の捻出が困難のため対応できません。 (住宅公園課)
171	遊水池に生える草木等の除去	遊水池1に関して、来年度以降に浚渫を検討しておりますので、経過観察します。 遊水池2に関して、昨年度に浚渫を行いましたので、経過観察します。 遊水池3に関して、今年度中に除草等を行いたいと考えています。 (下水道課)
172	道路の補修について(亀裂により家へ振動が伝わる)	現地確認し、必要な範囲で修繕します。 (道路課)
173	カーブミラー設置周辺の雑草の除去について	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
174	障がい者医療費助成事業について現行の制度を継続してください。	福祉医療費助成制度については、医療のセーフティーネットとして府内の自治体が統一的な制度として実施しており、障害者医療費助成事業についても、今後も府内の自治体と足並みをそろえる形で制度の継続に努めます。 (障害福祉課)

	要望内容	要望回答
175	通院支援が必要な透析患者について行政において施策を講じてください。	<p>国民健康保険においては、特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等)の被保険者に対し、自己負担限度額が1か月10,000円となる「特定疾病療養受療証」を発行しており、引続きこの制度の周知を図り、自己負担額の抑制に努めます。また、レセプト情報をもとに糖尿病の重症化リスクのある被保険者に対して医療機関への受診勧奨に引続き、取組みます。</p> <p>さらに、令和6年度泉南市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、人工透析への移行の可能性がある糖尿病性腎症患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される方に対して、医療機関と連携して保健指導を実施することにより、人工透析への移行防止、遅延をはかり、対象者のQOLの維持・向上および保険者の医療費の適正化を図ります。</p> <p>(保険年金課)</p> <p>介護保険制度では、低所得者をはじめ利用者に過度な負担とならないよう、利用者の自己負担が高額になった場合に高額介護サービス費等の限度額を超えた分について給付する制度が整備されています。</p> <p>また、本市における現状の通院支援については、介護保険制度による通院等乗降介助のほか、病院による送迎サービス、コミュニティバスの活用、福祉有償運送等があり、今後もサービス体制の継続に努めます。</p> <p>(長寿社会推進課)</p>
176	大規模災害が発生した際、透析患者が透析施設に通院するための手段を確保してください。透析患者は交通手段が寸断されても透析を受けるため週3回以上の通院をしなければなりません。通院手段の確保が必要です。通院している透析施設また自宅(居所)が被災し遠方での透析を余儀なくされた場合、移動手段と宿泊先等を確保してください。	<p>本市では、もはらクリニックと「災害時における人工透析患者の受入れに関する協定」を締結し、災害時における透析患者の受入れを行っていただくこととなっています。発災後は、直ちに行政が支援を実施することは困難と思われるため、行政での通院手段の確保は現実的には難しいと考えられます。災害等に対する備えとして、普段通院している医療機関に、利用できなくなった場合の対応について相談しておくことや、親戚、知人、隣人、ヘルパー等、緊急時の移動手段・協力者を可能な限り事前に確保しておくことも大切です。</p> <p>また、本市では、避難の際に特に支援が必要と思われる方の名簿(要支援者名簿)を作成しており、透析患者の方も当該名簿への登録ができます。遠方での治療についても同様に、親戚や知人が居住する地域の医療機関を見つけおくことなどが重要な備えとなります。</p> <p>(危機管理課)</p>
177	大規模災害が発生した際、避難所等に透析患者が避難する場合は、透析患者の特徴を理解し十分に配慮してください。食事制限(塩分、カリウム、タンパク質、リンの摂取制限)を必要とするため、配給される食糧や飲物について配慮をお願いします。	<p>本市の備蓄食糧は、アレルギー対応のアルファ化米を購入しています。保存水も一定数量備蓄しています。市民に対しては、可能な限り1週間分の食糧等の備蓄をお願いしているところです。備蓄品については、今後も調査、研究をしながら、一律ではなく、要配慮者の観点も取り入れるよう努めます。</p> <p>(危機管理課)</p>
178	合併症による障害で足腰が弱い者が多いため、段差等への配慮をお願いするとともに、仮設トイレについては、障害者用トイレや洋式トイレの設置をお願いします。	<p>避難所における要配慮者への対策として、一部の避難所ではマンホールトイレを設置し、障害者用に通常より大きなサイズの便座や TENT を備蓄しています。また、通常の避難所では生活が困難な方については、福祉避難所で生活していただけるよう、市内の社会福祉施設3施設(なでしこりんくう、六尾の郷、ケアハウス長寿苑)との間で協定を締結しています。今後も引き続き福祉避難所の追加指定に努めます。</p> <p>(危機管理課)</p>
179	ウイルスや細菌などに対する抵抗力が弱く感染症を併発すると重症化しやすい傾向にあるため衛生対策をお願いします。	<p>発災直後より、避難所における感染予防対策に取組みます。被災者の健康管理を実施するとともに、口腔衛生、マスクの着用、手洗い、手指消毒、換気の実施、密を避ける等について、ポスターやチラシを各避難所に配布して注意喚起し、予防啓発に努めます。医療ニーズのある方として透析患者については早急に把握するとともに、避難所等では患者の健康状態を問診票等で確認し、適切なアドバイスや医療スタッフ・医療機関との連携を早期に実施します。</p> <p>(保健推進課)</p>
180	大規模災害が発生した際、透析施設の情報が透析患者・家族等に十分に伝わるよう配慮してください。大規模災害の際は、避難所・自宅(居所)等の居場所を問わず透析患者・家族等に透析施設や透析の実施状況等の情報が十分に伝わるよう配慮してください。	<p>災害時の情報伝達については、市のウェブサイトやSNS(X(旧ツイッター)、ライン等)を活用した情報提供が主な発信方法になると考えています。令和6年度から防災アプリを導入しています。透析施設等の医療、保健に関する情報については、市および保健所が発信する情報が有益なものと考えていますので、上記を用いて適切に情報伝達できるよう努めます。</p> <p>(危機管理課)</p>

	要望内容	要望回答
181	大規模災害が発生した際、貴自治体内にある透析施設の、速やかなインフラ(水道・電気等)の復旧に努めてください。透析を受けるためには、電気とともに患者1人に対し1回約120リットルの水が必要です。透析施設への水の供給が止まった場合、透析を受けることはできません。電気の供給が止まった場合も同様です。最大限のご配慮をお願いします。	大規模災害が発生した場合のライフラインの復旧については、災害対策の拠点施設や医療機関は優先的に復旧される施設となりますので、ライフライン事業の速やかな復旧を要請します。また、今年度から一部透析施設と広域水道企業団との間で、災害時の給水訓練が実施される予定です。(危機管理課)
182	災害時における患者会と自治体との連絡網を整備するとともに、日頃から問題点の把握と情報共有をするための協議の場を設けてください。貴自治体の担当窓口(担当者)の公開をお願いするとともに、定期的に患者団体との連絡会を開催し日頃から問題点の把握と情報の共有ができる体制を整備してください。	本要望事項に回答させていただいた関係各課が内容に応じて個別対応しますので、個々にご相談ください。(危機管理課)
183	新家宮線 市道 路面雨水排水横断	シルバー人材センターに依頼しました。(道路課)
184	道路の凹凸に関する補修について(複数箇所あり)	現地確認し、必要な範囲で補修します。(道路課)
185	道路の雑草刈りについて	シルバー人材センターに依頼しました。(道路課)
186	雑草刈り駆除について	シルバー人材センターに依頼しました。(道路課)
187	妊婦一般健康診査公費負担増要望	回答を求めず。増額を実施予定。(保健推進課)
188	八幡山区のり面の整備及び巨木2本の伐採をお願いいたします。	所有者にお願い通知送付。(環境整備課)
189	令和7年度妊産婦健康診査・乳児健康診査、新生児聴覚検査委託料の増額について	回答を求めず。妊婦・乳児健康診査増額を実施予定。(保健推進課)
190	手話通訳者全国統一試験の導入について	泉南市では、市独自で一定レベルの通訳者を登録するための試験を毎年行っております。今回、ご要望いただいた全国統一試験への置き換えは考えておりません。(障害福祉課)
191	東昌住宅内公園の草刈について	適切な時期に実施します。(住宅公園課)
192	馬場区千体地蔵付近の草刈り	シルバー人材センターに依頼しました。(道路課)
193	閑空マーブルコースト住宅地に隣接する「市道 岡田吉見線」の道路修繕工事	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。(道路課)令和7年度にて工事実施予定
194	JR和泉砂川駅東口前道路の舗装整備を求める要望書	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。(道路課)
195	物価高騰の影響などから市民のくらし、営業を守るための緊急申し入れ 1.物価高騰対策(コロナ渦で行われたものを行うこと) 2.記録的な猛暑に対する対策 3.南海トラフ大地震への対策 4.新型コロナウイルス感染症への対策	回答を求めず。
196	イトーピア2号公園に水道設備の設置予算の計上について	令和7年度予算につきましても厳しい財政状況となることが見込まれ、今年度と同程度の予算規模となることが予想されることから、対応は困難と見られます。(住宅公園課)
197	防火水槽の廃止廃業について	対応を検討します。(危機管理課)
198	市場区域内空き地の草刈り	要望者へ説明を行った。(環境整備課)
199	道路の補修について(市場区民センター前)	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。(道路課)令和7年度にて工事実施予定

	要望内容	要望回答
200	位井山の位井林道の下草刈りを希望	金熊寺区長へ対応依頼。 (産業振興課)
201	位井山の位井林道の下草刈りを希望	林野組合へ対応依頼。 (産業振興課)
202	樽井防災コミュニティセンターの入り口がわかりづらいため進入路案内の看板を作ってほしい。	電柱に設置するため、各関係機関に許可申請が必要。許可されれば設置する方向で進めます。 (危機管理課)
203	八幡山区 空き家の枯れ木の伐採。 ついでに家の周りの除草及び庭木の手入れ。 持主に枯れ木の伐採、家周りの手入れをお願いしたい。	空き家所有者に適正に管理するよう通知します。 (住宅公園課)
204	八幡山区 みの田池の水抜きし水が溜まらないような処置又は、護岸工事。 水利組合との関係を調べていただき、池の持ち主に対するの処理対応をお願いします。	箕田(みのだ)池の所有者は大字新家、管理者は高野水利組合となっていますが、地元に取り組みした結果、現在は受益者がいないため使用及び管理はしていないということでしたが、市として次のように対応いたします。ため池の構造として洪水吐という設備がございます。洪水吐は豪雨時や台風の時に流入した雨水を安全に放流させ、池の水位を一定以上に上昇させないための設備です。洪水吐に土砂や流木、ゴミ等で洪水吐が閉塞されていると正常に放流できない可能性がございますので、池の管理者である地元水利組合と調整の上、点検やゴミの除去等の必要な措置を講じます。 (産業振興課)
205	市道の凸凹の補修について	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
206	市道敷における側溝グレーチングの修理	個人所有物のため市で対応できません。 (道路課)
207	砂川小学校と第4地区2班の住宅裏の溝周辺の草刈り	シルバー人材センター等に依頼し対応。 (教育総務課)
208	庭木・雑草の管理及び溝清掃、ゴミの処理、玄関扉の施錠について	空き家所有者に適正に管理するよう通知します。 (住宅公園課)
209	砂川小学校と第4地区2班の住宅裏の溝周辺の草刈り(以前、雑草防止シートを敷いてもらったが、シートを突き破って雑草が繁茂している部分が結構ある)	必要な範囲で草刈りを実施します。 (道路課)
210	第4地区内のグレーチング下及び会所の溝掃除	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
211	医師や研究者などの有識者からは、レプリコンワクチンの特異な作用機序と、開発した米国や治験したベトナムでも承認されていないという新規性から、安全性等に対する懸念も表明されている。日本では令和6年10月からレプリコンワクチンが定期接種に用いられることから、下記、要望する。 1.住民に対して、十分な情報提供を行い、接種の可否の判断が自分でできるように啓発を行うこと。 2.医療機関に対して、導入するワクチンの接種の調査を実施して、住民に対して、その結果を公表すること。 3.コスタイベ筋注用を使用しないこと	回答を求めず。
212	グリーンハイツ公園の草刈について	適切な時期に実施します。 (住宅公園課)
213	草刈り	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
214	災害時の避難場所(砂川小学校)への緊急出入口設置のお願い	現地立会済。 (危機管理課)
215	隣の空き家について	空き家所有者に適正に管理するよう通知します。 (住宅公園課)
216	陥没道路の修繕	応急修繕にて対応します。 (道路課)
217	都市再生機構は、15年以内で一丘団地の集約削減を決めているが、引き続き泉南市・都市再生機構・自治会の合意で進めること。	UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)に対して要望書を提出します。 (秘書人事課)
218	2024年8月現在団地入口にコンビニはあるが、スーパーの誘致はなく、高齢者を始め団地住民にとって買い物困難になっている。都市再生機構にスーパーの誘致または高齢者施設設置を強く勧めてほしい。	

	要望内容	要望回答
219	都市再生機構は団地活性化のため、一丘団地を「地域医療福祉拠点団地」として指定し、「地域コミュニティ計画・あんしんサポートサービス」等のを進めているが、泉南市も都市再生機構と協力して進めてほしい。	一丘団地およびその周辺地域の活性化に向けて、UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)と市で会議を行うなど連携を図っています。今後も、市内の関係機関(団体)と協働して取り組むことができるよう、協力体制の構築に努めます。 (長寿社会推進課)
220	和泉砂川駅方面のコミュニティバスの増便されたい。	令和4年春のダイヤ改正に伴い、コミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。このアンケート調査の結果により、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図りました。 (環境整備課)
221	砂川榎井線を府道につなぐ工事が進められているが、早急に開通してほしい。	砂川榎井線につきましては、早期の完成を目指し、今後も整備を進めます。 (道路課)
222	幼稚園から商店街に行く歩道橋下の市道の排水路の雨水枡が詰まっているのか、雨が降ると周辺が水浸しになるので雨水枡を清掃して欲しい。	清掃にて対応します。 (道路課)
223	小学校横のプールに沿った歩道が雨が降るたびに水浸しになるので、排水路の雨水枡を清掃して欲しい。	清掃にて対応しました。 (道路課)
224	JR 新家駅から一丘団地まで行く、歩道に沿ったJR線路側の雑草を刈り取るようJRに要望してほしい。	特定できる場所を個別に指摘いただきましたら、所有者に対して適正に空き地を管理する通知を送付します。 (環境整備課)
225	団地近辺の市道の改修と樹木の剪定と草刈り 1.赤井神社線の市道の改修工事 2.一丘中学校下市道の歩道草刈り 3.砂川榎井線の歩道剪定と草刈り 4.デイセンター泉南前の公園草刈り 5.団地入口派出所付近歩道の草刈り 6.68 69棟入口海宮宮池に沿った市道のフェンス近辺の草刈り 7.デイセンターせんなん横の竹藪の伐採 8.新家川と榎井川合流点の国道26号線架橋から大苗代側への川沿いの草刈り	1.市道の改修については、市内一円で緊急性等を考慮し対応しています。当該箇所につきましても、経過観察を行い、必要に応じて改修を行います。 (道路課) 2.シルバー人材センターへの委託で対応します。 (道路課) 3.シルバー人材センターへの委託で対応します。 (道路課) 4.他の公園の草刈りと調整の上、順次実施します。 (住宅公園課) 5.シルバー人材センターへの委託で対応します。 (道路課) 6.シルバー人材センターへの委託で対応します。 (道路課) 7.シルバー人材センターへの委託で対応します。 (道路課) 8.シルバー人材センターへの委託で対応します。 (道路課)
226	中学生・高校生による団地内での深夜の徘徊、違法改造されたバイクの騒音で住民より苦情が出ており、市としても泉南警察署にパトロールの強化を依頼されたい。	泉南警察署にパトロールの強化を依頼します。 (生活福祉課)
227	老人集会所のトイレを改修されたい。	施設の不具合については、連絡いただき次第、逐次、現場調査を実施し対応をしています。 先日、トイレ異臭の連絡が区長からあった件については、現地調査を行いました。結果として汲み取り便槽が満杯に近い状態で、臭気が強まったようでしたので、汲み取りを実施し、トイレ内の簡易な清掃を行い、異臭は収まったものと判断しています。またその旨を区長に報告済です。 (長寿社会推進課)

	要望内容	要望回答
228	敬老会事業の復活されたい。	敬老事業につきまして、区や自治会に加入している・加入していないに関わらず、節目の年を迎えられた方すべての方に敬意を表してお祝いの品をお送りし、お祝いしましょうという主旨から令和4年度より、敬老事業の在り方を見直しました。また、各区、各自治会で独自にお祝いを実施する場合は、申請をいただき、対象者の名簿を抽出し、個人情報保護に留意していただいたうえでその名簿を提供しています。加えて、高齢者に係る施策は、敬老事業に限らず特殊詐欺対策機器の貸与など様々な事業がありますので、限られた財源を今後も有効的に活用します。 (長寿社会推進課)
229	56棟から市道に出る所に信号機を設置されたい。	信号機の設置については、直接泉南警察署に問い合わせしてほしいとのことです。 (道路課)
230	団地入口派出所前の市道の突き当りに信号機の設置されたい。	信号機の設置については、直接泉南警察署に問い合わせしてほしいとのことです。 (道路課)
231	地域就労支援事業の強化について 「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府との連携を強化すること。 就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。	地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。また、市福祉部局と連携し、子育てや介護・治療やひとり親家庭への就労支援に努めます。 (産業振興課)
232	障がい者雇用の支援強化について 大阪府内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。 障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。	就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報交換を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて行い、きめ細やかな支援を図ります。また、大阪府雇用推進室発行の職業訓練ガイド等を利用して啓発を行い、障害者就労への取組に努めます。 (産業振興課) 障害者総合支援法に基づく障害者就労に関する支援を実施するとともに、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、今後も大阪府、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取組も含めて、職場環境の整備を働きかけます。 (障害福祉課)
233	外国人労働者が安心して働くための環境整備 地域で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府と連携を強化し、状況把握・共有を図ること。 また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。	地域就労支援センターにて、外国語翻訳のタブレットを常備し、就労支援に努めます。また、外国人の受入れ、定着について、専門的にサポートする企業等との連携に努めます。 (産業振興課) 令和2年度より日本語教育の推進に関する法律に基づき、鳴滝識字教室と泉南日本語教室の実施を支援しており、泉南市在住または在勤の方を対象に週に一度各教室を開催しています。引続き外国人労働者をはじめ様々な方に学習の場を提供できるよう支援に努めます。 (生涯学習課)
234	女性活躍・両立支援関連法の推進について 女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。 また、泉南市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。 改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く市民へ周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。	本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、本計画を通じて女性が職業生活においてその個性と能力が十分に発揮できるよう適材適所の配置に努めています。また、女性男性を問わずすべての職員が育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向け、休暇制度等の周知・啓発を行います。 (秘書人事課)

	要望内容	要望回答
235	<p>メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。</p> <p>改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的な取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪SACHICO(松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。</p> <p>また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。</p> <p>DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。</p>	<p>「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV被害者への支援体制を整えます。</p> <p>DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的マイノリティなど、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、市内相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、研修や連絡会議を継続的に行います。</p> <p>また、被害者保護の対応から自立支援の取組を進めるため、個別支援調整会議を実施し、庁内の関係機関等との連携強化により一層の支援体制の充実に努めます。</p> <p>(人権推進課)</p> <p>特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で管理が決定された妊婦については、母子保健と家庭児童相談室が連携し、必要に応じて産前訪問を共同で実施しています。また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源の情報提供を行なっています。</p> <p>(家庭支援課)</p>
236	<p>多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民が一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。</p> <p>また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体を含む市民の理解と普及促進を図るとともに、泉南市においても条例制定をめざすこと。</p> <p>加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設(多目的トイレ等)の整備に取り組むこと。</p>	<p>本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。</p> <p>(人権推進課)</p> <p>本庁舎および別館庁舎において誰もが使用しやすい多目的トイレを設置しています。</p> <p>(総務課)</p>
237	<p>労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。</p> <p>また、ハラスメント被害者が多様な相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口が設置されるよう働きかけを行うこと。</p>	<p>大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を実施することでその解決に取組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。</p> <p>(産業振興課)</p>
238	<p>治療・介護と仕事の両立に向けて「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小企業に浸透するよう、関係団体と連携して周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。</p> <p>事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。</p>	<p>病気の治療や介護を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。</p> <p>(産業振興課)</p>
239	<p>「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について地域の中小企業振興策において、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。</p>	<p>本市では、中小企業振興基本条例は制定していませんが、中小企業における新規設備導入、更新に伴う支援策について、効果的な施策を検討します。</p> <p>(産業振興課)</p>
240	<p>ものづくり産業の生産拠点の維持・強化についてものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府と連携して図ること。</p> <p>また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。</p>	<p>大阪府と協議を図りながら検討します。</p> <p>(産業振興課)</p>

	要望内容	要望回答
241	中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について 工業高校や工業高等専門学校の特攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。 加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。	本市には工業高校や工業高等専門学校が存在せず、協力体制の構築は難しいものの、商工会等と連携し、広く情報収集および情報発信を行います。 (産業振興課)
242	事業継続計画(BCP)策定率の向上にむけて 「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。	商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を進めています。策定後は、市内中小企業に対し、商工会を通じてBCPに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。 (産業振興課)
243	取引の適正化の実現に向けて 府内企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みを推進・拡大するため働きかけること。 特に、大手企業・中堅企業への働きかけを行い、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性を高めること。 また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。	中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるように、必要な情報の周知啓発に努めます。 (産業振興課)
244	公契約における取引の適正化の実現に向けて 地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。	民間企業への発注は庁内全体にわたり行われていることから、国通知、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などを踏まえ、受注者からの要請などに対しては適切に対応するなど、適切な事務の執行に努めるよう庁内向けに周知しているところです。 (契約検査課)
245	公契約条例の制定について 公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO第94号条約型)の制定を推進すること。 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。	労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定すべきものであるとの考え方もあることから関係法令の整備について国への要望も行っているところですが、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視するとともに、公共調達における人権尊重の取組への配慮も含め、引き続き検討課題として取扱います。 (契約検査課)
246	海外で事業展開を図る企業への支援 海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)遵守の重要性について周知徹底すること。 また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。	海外事業展開を図ろうとする地元企業があれば、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。 (産業振興課)
247	産官学等の連携による人材の確保・育成 「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。	地域産業における人材の確保・育成について近畿経済産業局などと情報共有を図るとともに、効果的な施策について検討をします。 (産業振興課)
248	生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例提供など支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。 大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。 また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。 さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。	自立支援事業について、毎年委託事業者に対し、必要なスキルに関する研修の情報提供を行い、研修を受講頂いています。自立支援制度については、引き続き国庫負担金および国庫補助金を申請して事業を行います。 泉南市では事業を一般社団法人に委託して行っています。 居住支援の推進については、検討を進めます。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
249	<p>予防医療及び健康づくりのさらなる推進について がん早期発見のため、若年世代から毎年受診できるよう検診制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。 また、大阪府と連携し、「健活10」「おおさか健活マイレージ“アスマイル”」等の取り組みを充実し、市民により広く周知すること。特に、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。</p>	<p>本市では、受診率向上のために、子宮がん検診(20歳女性)、乳がん検診(40歳女性)の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。また、国民健康保険の特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。 大阪府が実施している「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」等につきましては、健康教室等やウォーキングイベントなどを活用し、啓発します。企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。 (保健推進課)</p>
250	<p>医療人材の勤務環境と処遇改善について 労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。 医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。 また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。</p>	<p>本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実に努めています。また、医師会の地域医療向上のための事業(講演会等)を支援しています。今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。 また今後の感染症拡大における保健所体制整備について、保健所との連携強化に努めます。 (保健推進課)</p>
251	<p>医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて 地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、医師不足が懸念される救急科や産科、小児科等の医師確保に向けて大阪府と連携して取り組むこと。 医療の地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内での病床機能確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築すること。 また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。</p>	<p>本市においては、休日・夜間の救急医療体制(二次救急医療)の確保、運営を維持するため泉州医療圏(和泉市以南の8市4町)において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。 本市においては、産科婦人科はありませんが、周産期医療においては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。 今後も引続き、大阪府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。 (保健推進課)</p>
252	<p>介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて 人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。 すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。 また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。</p>	<p>介護労働者の人材確保については、泉南地域の5市3町および大阪府、大阪府社会福祉協議会、府内専門学校等とともに泉南地域介護人材確保連絡会議を組織しており、今後ますます増大していく介護サービスの需要に長期的に対応するため、情報交換および各団体と連携して研修会や就職相談会等を通じ、新規人材確保や職場定着するためのキャリアアップ等支援に取組みます。 また、職員処遇や職場環境改善について、通達や法令の遵守およびハラスメント防止等各種啓発についても、事業者への集団指導等において今後も周知していくことを継続します。 (長寿社会推進課)</p>

	要望内容	要望回答
253	<p>地域包括ケアの推進について 地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう、大阪府と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。</p> <p>また、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。 地域包括ケアシステムの中核機関として、各市町村に最低1カ所は、直営の地域包括支援センターを設置し、行政と福祉の連携を強化すること。</p>	<p>本市では、高齢者の現状や課題把握のため、3年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査を実施し、府の施策や関連計画と整合を図りながら、具体的な取組や計画を策定しています。アンケート結果や計画等を踏まえたうえで、泉南市地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの設置や委託、運営、職員の確保等に関すること等委員に諮り、その意見を受けて適切な整備・運営に努めています。また、地域包括支援センターと連携し、高齢者の複雑化する支援困難な事例や介護離職に関する相談に対しても対応しています。</p> <p>住民への周知・広報に関しては、広報紙およびウェブサイトへの掲載、市窓口での周知パンフレットの配布、また、子どもから高齢者まで参加できる認知症啓発イベント「WAO伴」を地域包括支援センター等と一緒に開催し、周知活動に努めています。</p> <p>引き続き、市と地域包括支援センターと一体的な運営が行うことができるよう体制の整備を図ります。 (長寿社会推進課)</p>
254	<p>保育士等の確保と処遇改善に向けて 保育・幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善をし、人材を確保すること。</p> <p>職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。</p> <p>また、保育士確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。</p>	<p>職場環境の改善としては、保育補助員を雇用したり、ICTを導入したりしながら保育士の負担軽減となるようにしています。雇用に関しては、正規・常勤のほか、子育てをしながら短時間でも働けるような雇用形態も用意し、人材確保に努めています。</p> <p>また、「保育士宿舍借り上げ支援事業」は継続して民間保育施設に支援を行っており、潜在保育士が復職するための「潜在保育士職場復帰支援プログラム」は令和元年度より実施、令和4年度からは、保育士等養成施設に在籍している学生を対象に「保育学生就職支援プログラム」を実施しています。 (保育子ども課)</p> <p>本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。 (指導課)</p> <p>留守家庭児童会支援員の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p> <p>また、保育時間の延長に伴う勤務体系の改善に努め、児童数や障害児の受け入れ状況により、支援員および補助支援員の配置、加配を行います。</p> <p>加えて、市独自の研修を実施するとともに放課後児童支援員認定資格の積極的な取得を促し、定着率の向上につながるよう努めています。 (生涯学習課)</p>
255	<p>待機児童、潜在的(隠れ)待機児童の減少に向けて 大阪府と連携して、計画的に保育園増設・保育士確保などを整備すること。</p> <p>すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう意向を把握したうえで入所審査を厳格化し、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実などを行うこと。</p> <p>また、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。</p>	<p>本市では、人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定し、定期的に進捗確認をしております。</p> <p>また、平成27年度以降、2公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定子ども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2カ所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っています。</p> <p>医療的ケア児を含む障がい児の受け入れについては、医療的ケア担当看護師や加配保育士を配置するための補助事業を継続して実施し、兄弟姉妹の入所については、入所判定の際に加点することで同一施設への入所を考慮しています。 (保育子ども課)</p>
256	<p>市町村子ども計画の策定に向けて 「子ども計画」策定にあたっては、障がいの有無や生活困窮にある子どもたちを含めたすべての子どもたちが公平な教育が受けられるよう生活実態の調査等を行い、実効性のある計画を策定すること。</p> <p>困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフサイクルを通じた切れ目のない支援を行うこと。</p>	<p>子ども計画の策定に向けて、アンケート調査の実施および子どもの意見聴取を行っており、計画策定においては、アンケート調査結果や子どもからの意見を計画に反映します。今後のスケジュールとしては、11月に素案を作成し、1月にパブリックコメントを実施、3月にはパブリックコメントで頂いた意見を集約し、計画を策定します。 (子ども政策課)</p>

	要望内容	要望回答
257	<p>地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて 病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施可能な施設の拡大に伴う保育士・看護師確保の支援を行うこと。 また、病児・病後児保育について、空き状況や予約をネット対応可能なシステムの拡充を推進していくこと。 さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。</p>	<p>病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、2私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育(体調不良児対応型)事業を開始し、施設内における体調不良児対応への財政的支援を行っています。なお、本事業においては在園児が利用する体調不良児対応型であるため、ネット等による予約システムのニーズがございません。その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育および休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討します。 (保育子ども課)</p> <p>放課後児童クラブの延長保育については平成31(令和元)年度に、朝は8時から、夕方は19時までの延長や会費の改正を行いました。保育所との預かり時間の乖離を減らすことで「小1の壁」を超えて継続就労できるよう支援に努めています。 (生涯学習課)</p>
258	<p>企業主導型保育施設の適切な運営支援について 企業主導型保育施設については、保育の質を確保するため認可施設への移行を進めるとともに、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。</p>	<p>企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年1回以上、立入調査を実施することとなっています。また、大阪府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っていますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上に向け、課題等の抽出、改善を図ります。 (保育子ども課)</p>
259	<p>子どもの貧困対策と居場所支援について 「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。 困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。 「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け取り組みを支援すること。</p>	<p>第2次大阪府子ども貧困対策計画に基づき、保護者や子どもたちが孤立しないよう必要に応じて訪問支援や面談等を実施、令和6年10月からは母子保健と児童福祉を一体化した「泉南市こども家庭すこやかセンター」として、妊産婦からすべての子ども、保護者を包括的に支援しています。 また、泉南市内で子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、現在9団体の子ども食堂が登録しています。昨今の物価高騰の支援策として、補助金の上乗せ交付を行います。令和6年度は2団体が新規登録され、学校との連携を行う事業所も増え、単なる食事提供だけの場ではない、子ども達が安心して過ごせる居場所づくりを支援します。 (家庭支援課)</p>
260	<p>子どもの虐待防止対策について 子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知普及に努めること。 児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的取り組みや介入徹底など児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求めること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。 また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。</p>	<p>11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性について周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行い、また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動も実施しました。キャンペーン期間以外においても、ポスター等の掲示やウェブサイトを通じて、虐待の未然防止や通告義務について啓発周知を行い、学校等と連携の元、虐待の早期発見による未然防止に努めています。 (家庭支援課)</p>
261	<p>ヤングケアラーへの対策について 各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。 また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。</p>	<p>11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンの一環としてヤングケアラーの概念等について広く周知するため、小中学校を含む公共施設等にポスターの掲示やチラシの配架を依頼し、啓発に努めています。 (家庭支援課)</p> <p>令和5年度は、8月に泉南市子どもを守る地域ネットワーク主催の4部会合同研修を実施しました。学校教職員については、日ごろから子どもの家庭環境など状況把握に努め、ヤングケアラーの疑いを把握した場合は、多職種連携会議を実施し、児童・生徒に寄り添った支援体制を整備し対応しています。 (指導課)</p>

	要望内容	要望回答
262	<p>誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について 自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。 また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、大阪府やNPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。</p>	<p>相談員に対しては、相談者に必要な援助とサポートを行うことができるよう、相談技術のスキルアップのための講座受講を促進するなど、相談業務の充実・強化に努めていきます。また、年に数回の自殺対策連絡会議において、関係機関との連携・強化を図っています。 (人権推進課)</p> <p>本市では、市相談窓口職員、相談支援センターや地域包括支援センター職員等を対象に、ゲートキーパー研修等を毎年度実施し、また事例検討等も行い、いろいろな相談を受けた者が、支援が必要な人に気づき、寄り添い、必要な人には必要な機関へつなぐ役割を果たせるよう努めています。また、各相談窓口のチラシを学校や各窓口にて配布し、広報紙やウェブサイトを通じて、周知を図っています。専門的な相談体制については、府と連携の強化を図ります。 (保健推進課)</p> <p>「泉南市子どもの権利に関する条例」に、子どもの権利救済委員会を位置づけるよう、条例改正を行います。「泉南市子どもの権利救済委員会」は、子どもが、「いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる」機関であり、「泉南市子どもの権利に関する条例」第6条の規定に基づき、市長と教育委員会による共同の附属機関として設置します。 (子ども政策課)</p>
263	<p>(教職員の長時間労働是正と人材確保について 教職員の長時間労働を是正するため、客観的な勤務時間管理をおこない、教職員や支援員の人材確保に努める等、労働条件の改善に向けて実効性ある対策を講じること。 また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。</p>	<p>学校現場を取巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえ、教員定数の改善が図られ、令和2年度からは小学校において35人学級編制が国により順次行われています。 また、教職員の働き方改革として、学校閉庁日、全校一斉退庁日および部活動休養日(ノークラブデー)を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導しています。併せて、ストレスチェック事業の実施(11月下旬)や、校務支援システムの導入など、府費負担教職員の働き方改革の一助となる取組を実施します。 教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めます。また、深刻化する子どもにかかわる課題対応に向け、教職員だけではなく、専門家の視点から点検し、チーム学校として組織的な対応を行えるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、多面的な支援に向けた連携を推進します。 (指導課)</p>

	要望内容	要望回答
264	<p>子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について 深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。また、特別支援学校の教室不足への整備を早急に対応すること。 外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。</p>	<p>深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、暴力行為、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充に努めます。 また、増加の一途をたどる不登校児童生徒支援のため、校内教育支援ルームの設置および校内教育支援員の配置拡張に努めます。 特別支援学級や通級指導教室に対しては、子どもの学びの場を確保するため基礎的環境整備を適切に行います。 (指導課)</p> <p>泉南市内の外国にルーツのある子ども・家庭は増加傾向にあります。現在泉南市教育委員会では、日本語指導が必要な子どもが取り残されることなく、安心して学習・生活できるよう、必要に応じて子どもや家庭(保護者)へ母語で説明・サポートをするための語学補助員やJETプログラムで任用している国際交流員を派遣しています。 また、進学等で不利益を被らないよう、学校で配布する様々な文書・手紙や市役所へ提出する各種申請用紙等の母語への翻訳や懇談会等での通訳をすることによって適切な情報提供や理解促進を進めています。更に「やさしい日本語」を使った手紙の作成を意識することや、国際交流員が担当相談窓口を設定しており、その周知をすることで、外国にルーツのある家庭が困ることがないように支援しています。そのうえで、小学校と中学校の子どもを持つ、外国にルーツのある保護者を対象とした進路説明会を行います。 今後も、様々な国からの直接編入が増えることが想定できるため、予算の拡充や翻訳通訳対応可能言語を増やすなどの取組を進めます。 (人権国際教育課)</p>
265	<p>更衣室や多目的トイレの設置・増設について 子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。</p>	<p>更衣室については、子どもたちのプライバシーに配慮するため、複数の教室を活用し、更衣場所の確保に努めています。多目的トイレについては、学校の状況を確認し、適宜改修を行い設置に努めます。 (教育総務課)</p>
266	<p>奨学金制度の改善について 給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元の中小零細企業に就職した場合の伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たな独自の返済支援制度を検討すること。 加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。</p>	<p>改善について、機会を通じて要望します。また新たな返済制度については、現在のところ予算の関係上、創設の予定はありませんが、「奨学金」制度の充実が利用者にとって重要なことと認識しておりますので、他課と連携し検討を進めます。 (指導課)</p>
267	<p>労働教育のカリキュラム化について ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。</p>	<p>中学生による「職業体験」を泉南市立中学校すべてで実施しています。体験するだけでなく、体験の中から学んだことをプレゼン形式で発表し全体での共有も図っています。 また、企業からゲストティーチャーを招いて、「勤労・生産」について講義をさせていただく学校も多く、この取組は小学校でも積極的に行われています。とりわけ中学校区の小中連携をする中で、キャリア教育を充実するよう取組んでいます。 (指導課)</p>
268	<p>人権侵害等(差別的言動の解消)に関する取り組み強化について あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。 さらには、無意識による無理解や偏見(アンコンシャスバイアス)による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。</p>	<p>本市では、平成29年8月策定の泉南市人権行政基本方針、令和元年8月策定の泉南市人権行政推進プランにおいても「外国人の人権」については取組むべき主要課題の一つとして位置付けており、今後も引続き人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策を推進し、多文化共生社会の実現に努めます。 過年度においては、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)、マイクロアグレッション(些細な攻撃)をテーマにした講座を実施しました。また今年度には、インターネット上のSNSやテレビ、新聞等の無数にあるメディアからの情報を正しく理解するためのメディア・リテラシーと人権、ソーシャルメディアをテーマにした講演を開催し、今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進します。 (人権推進課)</p>

	要望内容	要望回答
269	<p>行政におけるデジタル化の推進について 行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。 また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。</p>	<p>国が推進する子育て・介護関係の行政手続(26手続)について、オンライン申請が可能となるよう環境構築を行いました。令和6年1月より、汎用的な電子申請システム(スマート申請)を導入し、市役所等の窓口で行っている申請や届出等の手続きの一部、窓口の予約等について、オンライン化を実施しています。 情報格差の解消に向けた取組としては、主に高齢者を対象とした「スマホ教室」を令和6年度中に計46回開催します。令和7年度につきましても、同様の教室の開催を検討します。 (デジタル推進課)</p>
270	<p>「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について 公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。 そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルを活用を促進すること。 マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。</p>	<p>マイナンバーを利用する事務の範囲はマイナンバー法に定められているため、それらを遵守の上、取扱います。今後は益々マイナンバーカードの利活用が推進されていくと思われませんが、マイナンバーカードに搭載されているICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されないなど、マイナンバー制度の安全性に関する情報を市の広報紙やウェブサイト等で周知するなどし、普及啓発に努めます。 (デジタル推進課)</p> <p>令和6年12月2日から現行の保険証が新規発行されず、マイナ保険証に移行することから、本年10月の保険証一斉更新時に、今後のスケジュールおよび保険証に関するお知らせを記載したチラシを同封しました。今後も広報紙およびウェブサイトにより周知を行います。 (保険年金課)</p>
271	<p>府民の政治参加への意識向上にむけて 有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。 さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。 また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。</p>	<p>共通投票所の設置については全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現在の本市の状況においては消極的に捉えています。将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区および投票所施設の見直しを推進する必要があります。併せて検討が必要なものと考えています。 従前より、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、有権者数の減少に伴う経費削減等の課題も多く、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置等を含め、今後も引続き、導入および維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票率の向上などの費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究します。 また投票方法に関しても、費用対効果や近隣自治体の動向を見ながら研究します。 主権者教育については、令和5年度から税の教室とタイアップして、中学校で出前授業、模擬投票を行い、本年は新たに小学校においても実施しました。 (行政委員会事務局)</p> <p>小中学校では、社会科の学習指導要領において、民主政治と公正な世論の形成にむけた選挙制度や政治参加を扱うこととされるなど、体系的な主権者教育の充実が図られるよう教科学習における取組を進めているところです。今年度、本市立中学校では3年生公民科において、3中学校で、本市選挙管理委員会から実際の投票箱を借用し、授業内で模擬投票を行うなど、選挙体験を実施しました。またICT機器を使用し、選挙ポスターやマニフェストを作成するなど、政治参加に向けて興味を引く授業が行われました。 (指導課)</p>
272	<p>食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて 「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減対策を継続的に実施すること。 また、外食産業をはじめ食品関連事業者積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大すること。 市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、泉南市の取り組み内容を示すこと。 また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。</p>	<p>継続して食品ロス削減に向け、広報紙やウェブサイト、小学校での出前授業やイベント等、さまざまな機会を通じて「パートナーシップ事業者・3010運動・食べきり・持ち帰り」等促進の啓発に取組みます。 また、「廃棄される農作物・特産品の有効活用策」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。 (清掃課)</p>

	要望内容	要望回答
273	フードバンク活動の課題解決と普及促進について 食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題(運営費・人手・設備等)解決に向け相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。 住む場所での取り組みの濃淡がでないよう「フードバンクガイドライン」を地域で活用すること。	本課において自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンク活動を行っているところです。加えて、清掃課において廃棄食料をフードバンク活動に活用する構想があり、現在清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンク活動に活用するための準備を進めているところです。 本市にてフードバンク活動を行っている事業者が前述の委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取組みます。 (生活福祉課)
274	消費者教育の展開について(カスタマーハラスメント対策) 一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。 消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。	現在、消費者庁事業では、カスタマーハラスメント防止の内容はあまり含まれていないことから、対策は行っていません。 (産業振興課) 通話録音システムの導入や職員に対してのアンケート調査等を行い現状把握に努めているところです。 (総務課)
275	消費者教育の展開について(若年層対策・公共交通対策) 成人年齢引き下げやICT普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。 また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。 警察や公共交通事業者と連携し、駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。	成年年齢引下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引続き、関係機関と連携し、情報発信等を図り、消費者教育の推進に努めます。 (産業振興課) 市内における防犯活動の啓発については、広報紙やウェブサイト、SNSや官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止の啓発に努めています。警察機関や地域との連携、また公共交通機関の事業者が独自に行う対策についても積極的に情報共有を行い、引続き防犯意識の啓発や各種犯罪防止のための防犯活動に取組みます。 (秘書人事課・ふるさと戦略課)
276	特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について 特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。 高齢者に向けては、従来型のチラシ・ポスターでの周知についても充実させること。	特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止について、チラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。 (産業振興課) 詐欺被害については、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。 (生活福祉課) 65歳以上の市内在住高齢者を対象に、振り込み詐欺や還付金詐欺のような電話機を用いた特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、自動通話録音装置の無償貸出しを行っています。また、高齢者に向けて、警察と連携しながら啓発チラシ等を活用し注意喚起を行い、市の広報紙やウェブサイト、民生委員等を通して自動通話録音装置の無料貸与の促進を図り、高齢者の特殊詐欺の被害の予防に努めていきます。 (長寿社会推進課)
277	「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について 「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。 「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の主な取り組みの進捗や支援内容を周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。 「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況、今後の推進計画などに関して広く共有し、規制見直しなどを含めて必要な支援を強化していくこと。	「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府とどのような取組ができるか検討します。 「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の主な取組の進捗や支援内容について市民・事業者への周知の仕方について検討します。 「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、各方面からのニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。 (環境整備課)

	要望内容	要望回答
278	再生可能エネルギーの導入促進について 再生可能エネルギーの導入促進のため、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。 再生可能エネルギーの効率的な利用のため、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。	再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。 (環境整備課)
279	交通バリアフリーの整備促進について 鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。 ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。 また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。	鉄道駅舎については、鉄道駅バリアフリー料金制度の導入に伴い、泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱の改定に取組むとともに、引き続き国への支援要望を行います。 また、今年度策定予定の岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想では、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業(公共交通の利用疑似体験等)を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化をめざします。 (都市政策課) 泉南市コミュニティバスにおいては既にノンステップバスを導入しており、料金面においても高齢者や障害者に対する運賃割引制度を設けることで利用促進に努めています。 (環境整備課)
280	安全対策の向上に向けて 鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、固定資産税の軽減特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。	鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。 (都市政策課)
281	運輸事業の交通安全対策・環境対策等について 運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。 また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と連携し具体策を推進すること。	運輸事業における集配荷捌き場を設け、交通渋滞緩和に努めることは運輸事業の一環であり市としてのサポートは困難と考えます。運輸車両による積み下ろし業務に基づく交通渋滞については泉南警察署と連携して指導を継続します。 (環境整備課) 道路に求められるニーズの多様化について、国や府の方向性を踏まえながら多目的利用空間の創出の検討に努めます。 (道路課)
282	自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について 事故防止のため、自転車専用レーンの整備を行うこと。 自転車や新モビリティ(電動キックボード等)の運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。 また、2023年4月以降、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を検討すること。 インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のため、レンタル事業者等に対し指導を実施すること。	泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導委員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。 (環境整備課)
283	子どもの安心・安全の確保について 保育中・通園中の子どもや保育士の交通事故を防止するため、保育施設周辺への「キッズ・ゾーン」設置に向け関係機関の意向を把握すること。 危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため危険箇所から優先してガードレール未設置の所は早期の設置を行うこと。 あわせて、歩行帯、横断歩道、幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所への必要なメンテナンスも行うこと。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、府や国への要請を行うこと。	例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しているため、関係機関と協議の上、キッズ・ゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けます。 (保育子ども課) キッズ・ゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署並びに地域団体と連携して努めます。 (道路課)

	要望内容	要望回答
284	<p>防災・減災対策の充実・徹底について 共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。 災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、市民へ直接情報発信可能な「大阪防災アプリ」「おおさか防災ネット」等の利用を促進すること。 災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化ができるよう取り組むこと。 地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。</p>	<p>災害発生時の情報提供ツールとして、令和6年3月から運用を開始した泉南防災アプリは、市ウェブサイトやLINEとも連携し、情報発信の多重化と分かりやすい周知に努めています。また、防災無線の放送内容をスマートフォンで確認できる機能もあります。泉南防災アプリのダウンロード数は、令和6年9月末現在、4,000件を超えています。今後も、さらなる啓発とダウンロード数の増加を図ります。 避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和6年10月時点で8,300人、名簿登録者数は4,200人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や、備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため、参加者に提供する等しています。 防災士については、令和5年4月に本市において防災士の登録制度を開始し、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備しています。今年度は大阪公立大学、和歌山大学実施の防災士養成講座をウェブサイト等で周知して、資格取得を促しました。 (危機管理課)</p>
285	<p>地震発生時における初期初動体制について 各自治体において有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。 また、震災発生時には勤務地にこだわらず柔軟に対応できるように、日常的に市町村間の連携を近隣自治体に働きかけること。 企業との合同防災訓練や、一時滞在施設として備蓄を要請するなど、企業の大規模災害時への対策を強化すること。</p>	<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。 近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。 企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙やウェブサイト等で啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。 (危機管理課)</p>
286	<p>集中豪雨等風水害の被害防止対策について 災害危険箇所の見直しについて 災害未然防止のため斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であり、すでに整備済みであっても、危険度が高い地域の未然防止の観点から日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。</p>	<p>土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。 (危機管理課)</p>
287	<p>防災意識向上について 必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い日頃の防災意識が高まるよう継続した情報提供に取り組むこと。 また、安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、事業活動を休止する基準や仕組みの周知・理解促進を図ること。</p>	<p>府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成29年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。ハザードマップは、令和4年2月に最新のものに更新し、市内全戸配布したところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。 (危機管理課)</p>
288	<p>激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み 自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時は、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせて一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体がともに責任を持って進めること。</p>	<p>自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、市としても、鉄道事業者や他の公的機関等、関係機関と連携できるよう、そのあり方等について検討します。 (環境整備課)</p> <p>自然災害による生活関連インフラの被災は、市民生活に直結する非常に重要なものです。広域水道企業団、ガス事業者・電力事業者と緊密に連携し、各事業者の復旧活動が迅速に行えるように防災協定を締結しています。復旧状況の情報なども各事業者と情報共有しながら、迅速に発信できるようにそれらの仕組みを整えます。 (危機管理課)</p> <p>森林内の森林現況や荒廃地等の危険箇所を把握し、治山事業を活用できる箇所については、大阪府と協議しながら、治山ダム・山腹工・森林整備等を行い、災害発生時の未然防止および減災に努めます。 (産業振興課)</p>

	要望内容	要望回答
289	交通弱者の支援強化に向けて地域実態を調査し、その結果を踏まえバス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。大阪府とも積極的に連携し、「地域公共交通会議」「法定協議会」ではいわゆる交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見も反映すること。	令和4年春のダイヤ改正に伴い、コミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。このアンケート調査の結果では、イオンモールりんくう泉南行き、あるいは帰りのバスを増やしてほしい等の要望を多数頂いたことから、樽井駅が発着点となっていたものを、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図りました。 (環境整備課) 買い物困難者への支援については、民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数箇所における民間による移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。 (産業振興課)
290	持続可能な水道事業の実現に向けて持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため官民連携による相互間研修を導入すること。水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みに対する支援や、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者への支援を行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権(コンセッション)を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。	本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いいたします。 (下水道課)
291	震災におけるインフラ整備の対応について2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」においては、大規模な地殻変動が発生し、それらの原因により、道路網が寸断され救助隊は元より救援物資の輸送また、自治体派遣も容易でない状態となり、ボランティア活動の開始も大幅な遅れが発生する事態となりました。このような地殻変動は能登半島という特別な地形から発生したとは考えられますが、南海トラフ地震や上町断層による地震等の災害においても発生しないとも限らず、建物の倒壊等の原因による通行不可能道路となる可能性があります。自治体においては、防災計画が策定され、緊急交通路等が設定されていると考えられますが、そのような状況になった場合の早急な道路復旧等、各自治体としての対応策や予算措置についてお示し頂きたい。	本市防災計画で位置づけられている緊急交通路においては、道路メンテナンスに係る交付金等の活用を継続的に行っていくとともに、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための必要な対策を検討します。 (道路課)
292	各自治体による少子化対策について本年6月に発表された2023年度の「人口動態統計」の概数による合計特殊出生率は、昨年より0.06ポイント低下した1.2となり、少子化が更に進んでいます。また、今後30年間で消滅可能性のある自治体も大阪南地域でも3自治体に増加しました。この2つの問題は少子化問題に大きく係る数値であることから、各自治体での対策として、定住促進や生産人口獲得のための独自施策や共働き支援、更に保育所における配置基準の変更に伴う対応についてもお示し頂きたい。	第2期泉南市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年度から令和6年度)を策定し、人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、本市として、まち・ひと・しごと創生の取組を推進し、若者が結婚し子どもを産み育てることに希望が持てる環境を整え、まちの魅力を高めることで転入促進・転出抑制に取り組んできたところですが、人口減少に歯止めがかからない状況です。今後は新たな総合戦略の策定を進めるとともにさらなる移住・定住促進にかかる施策を推進します。 (政策推進課) 令和5年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしています。 (保育子ども課)
293	子ども食堂ネットワークについて子ども食堂は、食事を提供する場所のみだけではなく、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しており、現在の社会課題に対する一助となると考えられるため、更なる行政の積極的な関わりが必要であると考えことから、各自治体で担当窓口を明確化し、地域ネットワークへの連携の強化を図って頂きたい。また、実施状況においてや自治体としてのフードドライブへの支援・周知についての考えもお示し頂きたい。	令和4年度に子ども食堂ネットワークを設置し、今年度も2団体が新規加入し、令和6年10月末現在で、9団体が登録しています。開催頻度等は団体により異なりますが、月1回から毎週実施している団体もあり、学習支援の実施等、食の提供以外の取組みや、地域の見守り機能としての役割も発揮もされています。また、年に一度の交流会を実施し、令和5年度は平日頃から子どもたちの見守り等の活動をされている主任児童委員や、様々な課題に取り組まれているCSWも参加して頂きました。困難を抱える子どもたちが子どもの居場所につながるよう、今後も情報収集の場として交流会を開催します。 (家庭支援課)

	要望内容	要望回答
294	市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について 地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため、市内の観光施設(泉南ロングパークなど)の利用料優遇制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また、市民全体においても、同様の支援策の構築・検討を行うこと。	関係機関と連携し、検討します。 (産業振興課)
295	<継続> 少子化対策について 近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市ではすでに実施されています。コロナ対策として臨時的な無償化はされたものの、幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため恒久的な給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。	泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しております。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっております。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。 (保育子ども課) 学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施しているところもありますが、本市の財政状況においては市単独での無償化は困難であると認識しています。 (教育総務課)
296	砂川区第2地区における空き地から樹木、枝が道路上にはみ出し、交通の支障になっていることから伐採及び剪定をお願い申し上げます。	所有者に依頼して一部処理済を確認済み。 (環境整備課)
297	男里空き地の草刈り	11月8日所有者を訪問、のちに処理済を確認。 (環境整備課)
298	歩道等の雑草刈りについて	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
299	歩道の雑草刈りについて	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
300	防犯灯の新設	防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
301	砂川区第3地区のカーブミラーが見づらく、交通の支障になっていることからカーブミラーの交換をお願いします。	11/12鏡面交換。区長へ連絡済み。 (道路課)
302	砂川区第3地区の空家雑草がはびこり道路に出ているので何とか除草をお願いします。	空き家所有者へ適正に管理するよう通知します。 (道路課)
303	会計年度任用職員制度の適正な運用並びに会計年度任用職員の身分保障及び職責に相応する適切な処遇の実現を求める	回答を求めず。
304	砂川区第4地区狐池の護岸崩落に伴う土留め工事のお願い。	令和6年6月26日付けの回答書にもお示したとおり、狐池地山周辺開発地についての補償等問題については現在も係争中であり、それに関して池の所有権等については、所在がまだ示されておりません。 ご指摘の管理道路側については、地元水利組合に現状の説明をし、協議を行いながら可能な範囲で崩落防止策を実施していくこととしています。 また、基本的に個人の財産は個人でお守りいただくという市側の考え方についても従来通りです。 ご要望いただいている個所については、現状地盤が大きく崩れ、今後重大な事故につながる可能性もあることから、市としてどういった措置ができるのか前回の回答後、法的な面を含め検討を進めており、去る令和6年6月頃には工事業者に立会を求め、土留め工事等の施工について現地の視察をお願いし、工事実施の可否について協議を行いました。お示しいただいている個所からの重機の乗り入れも含め、かなり困難であるというご意見をいただいています。 しかしながら、住民の方々が日々不安な中で生活されていることは承知しており、早急にその解消に努めるべく、関係団体と引き続き協議を行い、対応策を検討していきたいと考えております。 (産業振興課)
305	砂川区第4地区ファミリーマート横の土手が自崩れしているので擁壁工事をしてほしい。	現場確認し、対応を検討します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
306	第20次の回答では、大阪市、河内長野市、岸和田市、貝塚市、寝屋川市、和泉市、太子町、阪南市、吹田市、箕面市、池田市、能勢町、八尾市において「地域公共交通計画(地域公共交通網計画)」を策定、堺市、富田林市において法定協議会を設置し取り組みが進められているとのことであったが、計画の具体的な進捗状況と法定協議会未設置の自治体についての取り組み及び今後の見通しについて明らかにされたい。	「泉南市地域公共交通計画」の策定に向け、近年中に地域公共交通協議会を設置予定です。 (環境整備課)
307	大阪府が、都市インフラ政策の総合指針として、「大阪・関西のさらなる成長・活力の実現」「防災・減災、安全・安心の強化」「都市魅力の向上と住みよい環境づくり」などに向けて策定した、「大阪府都市整備中期計画」と、その具体的な取り組み内容を示した「道路の整備に関するプログラム」に基づく取り組みの成果と、今後の取り組み内容を明らかにされたい。	大阪府が主体である「道路の整備に関するプログラム」の進捗に合わせ、連携して取り組んでいます。今後も大阪府からの要請に対し、協議を重ねながら道路の整備および安全・安心の推進に取り組めます。 (道路課)
308	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が成立し、自家用有償観光旅客等運送が道路運送法上の自家用有償旅客運送と見做されることとなったが、付帯決議にはあくまでも特例であり地域公共交通機関であるバス・タクシーの活用を図るよう求めている。第20次の回答では制度の活用は予定していない旨の回答を受けたが、それ以降の状況はどうか明らかにされたい。	公共交通の一環としてコミュニティバスを運行し、利便性の確保や高齢者、障害者等の交通手段の確保を図っていますが、近隣自治体の状況を調査の上、慎重な対応に努めます。 (環境整備課)
309	交通事故防止対策(再発防止対策)における、統計的分析と、事例的分析による交通事故防止対策の具体的な成果について明らかにされたい。	泉南警察署と交通事故防止対策について協議し、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、交通対策指導員会と協力し、交通安全啓発に努めています。 (環境整備課)
310	自転車通行空間の整備について「大阪府自転車通行空間10か年整備計画」の計画期間が令和7年度までとなっているが、第20次回答以降の整備状況と計画の達成状況について明らかにされたい。 また、府内の市町村における、自転車ネットワーク計画の策定状況について明らかにされたい。	自転車ネットワークの形成については、都市計画道路等の整備の際に自転車通行帯等の自転車通行空間の整備を促進します。また、自転車を利用しやすい安全で快適な環境の創出を図るため、令和3年3月に自転車活用推進計画を策定しました。 (道路課)
311	定時・定速運転を確保するためのバス優先レーン、バス専用レーン、バス優先信号の第20次回答以降の導入状況の変化について明らかにするとともにさらなる整備・促進を図られたい。	市道におきましては、幅員に余裕のある道路が少なく、現道の幅員の中ではバスレーンの確保が困難です。また確保するには用地買収を行い、道路拡幅が必要となることから、整備は困難な状況です。 (道路課)
312	物流事業においては、輸送の効率化に向けた企業努力にも限界があることから、第20次回答以降の各自治体における駐車場附置義務条例制定の進捗状況について明らかにするとともに、主要な商業・業務集積地域における専用のパーキングエリア、荷捌場などのさらなる整備・促進のための制度の設立などについて検討を図られたい。	開発行為等による駐車施設の設置については「泉南市開発事業の手続きに関する条例」に基づき設置を指導しています。 (審査指導課)
313	交通事故の減少や慢性的な渋滞の解消に向け、交差点の改良や狭隘・危険道路の改善、ガードレールやミラーなどの設置促進・整備を求めるとともに、第20次回答以降、具体的な整備で進捗があった事案について明らかにされたい。	危険な道路構造箇所については、所轄である泉南警察署と協議し、交差点の改良、狭隘・危険道路の改善に取り組んでいます。また、ガードレール等の交通安全施設についても地元区長並びに地元自治会代表の方から要望をいただき、随時設置しています。 (道路課)

	要望内容	要望回答
314	<p>二輪車の危険走行について、自転車やバイク等を使用してのいわゆる「フードデリバリー」による、信号無視や車道の無理な横断、死角等からの飛び出しなど悪質な運転は、事業用自動車の交通の安全を妨げる行為であり、その取り締まりや教育指導等の取り組みが強化されてきていることは評価するが、依然として危険運転等が散見されることから、さらに取り組みを強化されたい。</p> <p>一方、電動キックボードについては、この間、人身事故や悪質運転などが社会問題化する中、その普及に慎重な対応を求めてきたにもかかわらず、最高速度が時速20キロ以下のものについては、16歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメット装着は任意とするなどの規制緩和がなされたことは遺憾である。自転車等の取り締まりや教育指導等の対策も未だ十分とは言えない中、事業用自動車にとっての道路交通環境の悪化は明らかであり、より厳格な取り締まりや教育指導等の対策に取り組まれない。</p>	<p>泉南警察署と交通事故防止対策について協議し、それぞれの状況に応じた対策を講じます。 (環境整備課)</p>
315	<p>第20次の回答では、「違法駐車等の防止に関する条例」について、令和4年4月現在、府内19市2町であったが、現在の状況について明らかにされたい。</p>	<p>条例化については、近隣自治体並びに設置済み自治体の状況を調査の上、研究します。 (環境整備課)</p>
316	<p>自動車総量を抑制するための交通需要マネジメント(TDM)施策を重視した地域レベルでの対応も不可欠であり、自治体としての基本的な考え方を明らかにされたい。</p> <p>とりわけ、2025年の開催が予定される「EXPO2025 大阪・関西万博」においては、交通円滑化を目的として、TDMによる時差出勤・テレワークや主要道路における混雑区間の迂回などを呼びかけるとされている。</p> <p>実施にあたっては様々な課題が想定されるが、行政として府民生活に混乱を来すことの無いよう、主体的な対応が必要だと考える。現時点での対応方針について明らかにされたい。</p> <p>また、広域的な交通施策の充実・整備に向けて、国・都道府県に対して積極的な働きかけをされたい。</p>	<p>近隣自治体並びに交通施策整備済み自治体の状況を調査、研究の上、交通施策の充実・整備に努めます。 (環境整備課)</p>
317	<p>都市部における交通渋滞については、ドライバーの労働時間の短縮や環境負荷の低減などの観点からも重要な課題となっている。幹線道路などの基幹的な継続的なインフラの整備とともに、交差点、踏切、河川横断橋梁などのボトルネックを解消に向けた、幹線道路の機能強化も重要である。</p> <p>第20次回答以降、ハード対策やソフト対策により進捗があった事案について明らかにするとともに、今後の具体的な整備予定などについて可能な範囲で明らかにされたい。</p> <p>また、踏切については、ピーク時遮断時間が40分以上の「開かずの踏切」および遮断時間と交通量がともに多い「自動車ボトルネック踏切」や「歩行者ボトルネック踏切」について、大阪府内の状況と今後の改良に計画について明らかにされたい。</p>	<p>交通渋滞については、都市計画道路等の整備により緩和対策に取り組んでいます。また、大阪府が主体である「道路の整備に関するプログラム」と連携し、引続き計画的な道路の整備・機能強化に取り組めます。 (道路課)</p> <p>踏切については該当ありません。 (環境整備課)</p>
318	<p>大阪府が取り組む「ノーマイカーデー」(毎月20日)をふまえ、各自治体が独自に取り組んでいる施策の内容を明らかにするとともに、啓発・啓蒙の充実を進められたい。</p>	<p>コミュニティバス等の公共交通の利用促進を図ることにより、車での外出抑制につながります。 (環境整備課)</p>
319	<p>大阪府では「公共交通戦略」において、「公共交通の利用促進」を取り組みの一つの方向性としているが、例えば、自家用車の都市部乗り入れを抑制する手段としてパーク・アンド・ライドシステムの導入促進は有効な手段と考えている。</p> <p>効率的な公共駐車場・駐輪場の整備拡大および民間類似施設への助成措置などについて検討されたい。加えて、交通環境についての学習や利用促進キャンペーンの実施などについても検討されたい。</p>	<p>民間駐車場が整備されパーク・アンド・ライドシステムは構築されています。また泉南警察署と連携して毎年、幼児交通安全教室の開催を行っています。 (環境整備課)</p>

	要望内容	要望回答
320	<p>地球温暖化防止対策が国際的に重視されていることをふまえ、自動車の総量規制はもとより、低公害車・低燃費車のさらなる普及促進が求められています。</p> <p>1.各自治体においては、率先して低公害車、低燃費車の普及・利用促進を図るとともに、事業者がインセンティブを付与されるようなモーダルシフトの推進のための助成など、実効ある温暖化防止にかかる具体的な施策について検討されたい。</p> <p>2.エコドライブの推進とその重要性について、府民・市民の理解を促進するため、各自治体における啓発活動や情報提供を積極的に推進されたい。</p>	<p>本市のコミュニティバスは低排出ガス車に適合し、また一部の公用車においても電気自動車等を採用しています。今後も低公害車・低燃費車の普及を図ります。</p> <p>(環境整備課)</p>
321	<p>バリアフリー化の推進にあたっては、駅ターミナルやバスの停留所、歩道陸橋などの公共施設についても、高齢者や障がい有する方々の利便性向上に向けた配慮をふまえた整備と公的助成を推進されたい。とりわけ、高齢者・障がい者が巻き込まれる事故も発生しており、行政として事業者との協働による優先整備などの取り組みについても検討すること。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、事業者の人的負担を考慮し、行政、民間、地域の協働による「社会全体で支えていく仕組み」について取り組みを進められたい。</p>	<p>駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき、バリアフリー化にあたっての補助金を交付しています。今年度岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定中であり、本市の全鉄道駅においてのバリアフリー基本構想が策定されることとなり、公共施設の管理者は基本構想に基づきバリアフリー化を行うこととなります。心のバリアフリー等に関する啓発も推進していきます。</p> <p>(都市政策課)</p>
322	<p>2023年度の日本民営鉄道協会における、鉄道係員に向けて行われた利用者による暴力行為件数は517件発生し、依然として500件を超える結果となっています。これまで、第三者暴力行為撲滅に向け、警察の巡回強化や啓発ポスターの掲示、防犯カメラの設置など、様々な協力を得ながら共に取り組みを進めてまいりましたが、撲滅には至っていないのが現状です。</p> <p>カスタマーハラスメント被害については、厚生労働省もカスタマーハラスメントから従業員を守るため、企業に対して従業員保護の義務を法的に明確化することが検討されています。この法改正が実現すれば、健全な職場環境を維持することが期待されますが、具体的な対策・対応が必要であります。</p> <p>そこで、地域活動を担う私たち交通運輸労働者をはじめ、地域経済活動を支える労働者を暴力行為やカスタマーハラスメント被害からまもるため、抑止力の取り組みの一つとして自治体独自の条例を策定し、撲滅に向けた取り組みを強化・推進されたい。</p>	<p>関係機関と連携し、対策を検討します。</p> <p>(環境整備課)</p>
323	<p>現在の私達の生活に欠かせないコンビニ配送やATMの現金装填、EC(電子商取引)のラストマイルを担う宅配便やデパート配送などの集配車両には駐車が欠かせません。</p> <p>一方、駅前をはじめとする店舗が密集する市街地では駐車場の無い場合が多く、有ったとしても規格外であることから、道路上に止めざるを得ない状況であり、渋滞や交通事故の要因になることや近隣からの苦情を受けることもあります。</p> <p>安心して集配ができ、地域の安全確保と消費者の利便性の向上のためにも、駅前ロータリー等の緑地帯やゼブラゾーン等を活用するなどして、集配車両用の駐車マスの整備について要請いたします。</p>	<p>駅前ロータリー等の集配車両用の駐車スペースについては、既存の送迎スペースを活用しながら、地域の利便性向上につながるよう検討します。</p> <p>(道路課)</p>

	要望内容	要望回答
324	<p>宅配便の再配達率については、コロナ禍における「外出自粛」による在宅率の向上などにより、2020年4月には、8.5%まで低下しましたが、2023年5月8日に5類以降により、人々の行動もコロナ禍前に戻っており、再び上昇傾向にあります。</p> <p>宅配便の再配達はドライバー不足の要因であるばかりでなく、環境負荷の増加や地域住民の利便性低下にも悪影響を及ぼします。</p> <p>また、再配達の削減や非接触でも感染予防の観点から「置き配」が普及し始めており、宅配各社でもサービスのひとつとして導入されておりますが、盗難・紛失等で利用者とのトラブルが生じることもあります。</p> <p>盗難・紛失等の心配のない宅配ボックス(オープン型宅配ロッカー)について、駅前・集合住宅・大学等の地域住民の生活導線上に設置の促進を要請いたします。加えて、戸建て住宅に対して個人用宅配ボックス設置の拡充に向けて、補助金等の制度化に向けて要請いたします。</p>	<p>関係機関と連携し、対策を検討します。 (環境整備課)</p>
325	<p>すべての利用客が安心・安全にご利用いただくため、道路や軌道、踏切道内における鉄道・バス車両との触車事故防止にむけ、公共交通機関利用時(駅前ロータリー使用のほか)、自動車または自転車の運転者、歩行者等に対して自治体としてもマナー向上への周知・徹底を訴える啓発運動を実施されたい。</p>	<p>交通マナーの向上の取組としてウェブサイトで市民に呼びかけ、毎月15日の街頭啓発で小学生が描いた交通安全ポスター作品を基にティッシュを作成し交通安全指導員と共に啓発に努めています。 (環境整備課)</p>
326	道路側溝の改修	<p>現地確認し、必要な範囲で修繕します。 (道路課)</p>
327	防犯灯新設	<p>防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)</p>
328	<p>八幡山区の枯れ木の伐採。 先日の風の強い日に、枯れ木の枝が折れて落下した。幸い被害はなかったが、道路奥の為駐車している車があったり、人が通行しますので被害が発生する前に伐採をお願いします。この旨を、山林所有者に連絡をお願いします。</p>	<p>所有者にお願い通知送付。 (環境整備課)</p>
329	道路に草がかなり生えてきている為草刈りをしてほしい	<p>産業振興課に申し入れします。 (道路課)</p>
330	<p>種河神社から八幡山に向かう宮川橋手前右側の空き地土手に生える樹木の伐採。土地の所有者に連絡を取っていただき、伐採をお願いしてほしい。所有者による伐採ができない場合は、八幡山区において実施したいと思います。</p>	<p>シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)</p>
331	市独自施策として、来年度中学3年生までの35人学級を実施して下さい。	<p>令和6年度は、小学校1年生から5年生が35人学級、小学校6年生以上が40人学級で学級編制を行っており、これは国や府の基準に則り実施しています。国においては、少人数学級の計画的整備として、段階的に学級編制の標準を引下げることとしています。中学校においては、本市独自に少人数学級編制を行うことは、現時点では困難です。引き続き国の動向を注視します。 (指導課)</p>
332	学校体育館に早急にエアコンを設置してください。	<p>令和6年度に各小中学校屋内運動場への空調設備設置工事設計委託業務を行っています。令和7年度に設置をめざし、予算要求を行います。 (教育総務課)</p>
333	<p>新しくできたプールは市民プールとしての役割を果たしていないので、市民プールを作ってください。現・民設民営のプールについて、1.高校生以下の利用料金を300円程度にしてください。2.ピジター利用を土曜日にも実施してください。</p>	<p>厳しい財政状況にあることから、現時点で市民プールを作る予定はありません。1.2.について、事業者の企業努力の範囲における市民還元となりますので、困難です。 (生涯学習課)</p>
334	学校教育法にのっとり、学校給食の無償化を求めます。そのための予算を確保してください。	<p>学校給食に要する経費は、学校給食法の規定により、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費などは市の負担とし、食材費は学校給食費として学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされています。令和6年度は国の交付金等を活用して令和7年1月から3月までの3か月分の学校給食の無償化を実施しますが、厳しい財政状況のもとで今後も学校給食の無償化を継続していくことは困難です。 (教育総務課)</p>

	要望内容	要望回答
335	給食センターを廃止するのではなく、建て替えを求めます。給食の民間委託はしないでください。	小学校給食の提供方式につきましては安全・安心な学校給食の提供をめざし、その提供方式について種々検討し総合的に判断した結果、給食センターの建設や改修等ではなく、民間調理場を活用した食缶デリバリー方式の採用を決定したものです。民間調理場を活用した食缶デリバリー方式へ変更されても、継続して栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供に努めます。 (教育総務課)
336	給食用のパン他小麦製品は安全安心の国産小麦を使ってください。国も国産小麦の生産を推進しています。	国産小麦使用のパンを学校給食で提供するには、調達面・価格面から難しいところですが。給食用パンに使用する小麦粉は、学校給食用小麦粉一等粉を使用しており、そのうち輸入小麦については厚生労働省の食品衛生法による検査および農林水産省の植物防疫・農産物検査を受けており、さらに大阪府学校給食会独自に検査を行うなど重ねて安全性を確認していることから、喫食による健康面への被害は無いと判断しています。 (教育総務課)
337	子ども医療費助成制度の窓口負担をなくしてください。来年度から予算化してください。	子ども医療費助成のような「経常的経費」は、その年度の市税収入等で賄うのが原則ですが、本市の現状は財源不足を公債費等により補い将来世代へ負担を先送りしている状況で、無償化は困難な状況です。 令和5年6月13日閣議決定された「こども未来戦略方針」において医療費等の負担軽減について、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるとされており、また、厚生労働科学研究において、子どもの医療費助成による受診行動の変容や医療費の増減等の検証・分析の実施が予定されており、その動向を注視するとともに、今後も引き続き、市長会等を通じて国や府に対し、将来にも持続可能な制度として維持していくため、枠組み作りを要望します。 (家庭支援課)
338	自衛隊に、自衛官募集のための市民の名簿を提供しないでください。防衛省も「名簿の提供を強制するものではない、個人情報提供に応じない市町村へ不利益な取り扱いをしてはならない」と回答しています。	自衛官等募集事務については、自衛隊法において市町村の法定受託事務と定められており、本市では令和4年度より住民基本情報(氏名、住所、生年月日および性別)を提供しています。 なお、名簿提供の周知については市のウェブサイトで行っています。 また、令和5年度からは名簿提供の周知と併せて、自衛隊への情報提供を希望されない方への配慮として、「除外申出」手続きを開始したところです。 (総務課)
339	公民館について 西信達公民館と信達公民館の階段の両側に手すりをつけてください。設置の検討を行ったうえで予算措置を検討する、とのことですが、検討結果をお知らせください。	一度にすべての手すりを設置することは、困難であることから、来年度から可能な施設、箇所を検討して予算の範囲内で順次設置をします。 (文化振興課)
340	介護保険料の減免基準額を年収150万円(単身の場合)まで引き上げてください。また基準額の改定の検討結果をお知らせください。	介護保険料については、所得に応じた保険料額を設定した上で、更に市独自の減免制度を設けています。減免基準については、生活保護で用いられる基準額等を参考にし、非課税世帯であること等を条件に定めています。基準額の改定については、近隣市町村等の状況も鑑み、現在の基準額を継続したいと考えます。ただし、今後介護給付費が増加する中であっても、被保険者の過度な負担とならないよう、基金を活用して保険料額の上昇の抑制に努めます。 (長寿社会推進課)
341	防災について トイレ未設置の体育館に、多目的トイレを設置して下さい。施設内が難しければ隣接地に設置してください。 学校施設バリアフリー化推進指針と第5次障害者基本計画に基づく学校体育館の多目的トイレ設置について、どうお考えですか。 家屋等の修繕費の補助を一部損壊まで拡充するよう、引き続き国や府に要望してください。	トイレ未設置の学校体育館に、多目的トイレを設置するには、学校体育館の規模を考慮すると設置が難しいというのが現状です。また、隣接地に設置するには学校再編計画や中長期的な計画、各々の敷地や既存建物の配置状況を踏まえ検討します。 (教育総務課) 既存学校施設のバリアフリー化については、現状のバリアフリー化に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況を把握し、円滑に利用できるよう整備を進めます。 (教育総務課) 市長会等を通じて要望します。令和6年6月12日第94回全国市長会議決定決議の中に「5-6被災地支援の充実強化について(2)被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。」として国への要望が記載されています。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
342	さわやかバスの安全運行をできるよう、乗務員に周知徹底をしてください。	さわやかバスの安全運行については、日頃からバス会社へ注意喚起を行っており、事故案件があった場合には運転手への事実確認の上、市への報告を求める体制を整えています。今後も安全運行に努めるよう指導を行います。 (環境整備課)
343	オンデマンドバスの実証実験が実施されましたが、買い物難民や医療難民のためにも早急に市内全域に本実施してください。	市財政に負担が大きく実施する予定はありません。 (環境整備課)
344	泉南市の住居表示を早急に進めて下さい。	住居表示の実施は、住民の方々の利便性の向上が図れる反面、住所の変更手続等、住民の方々にある程度の負担をかけることになるため、住民みなさんの賛同を得られることが必要です。今後も引き続き、実施手法について調査・研究に努めるとともに、財政状況の推移を見ながら、実施時期を検討します。 (都市政策課)
345	市役所と図書館の「非核平和都市宣言」の看板を改修してください。日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。核廃絶は世界の願いです。	看板の改修につきましては、早急に検討します。 (人権推進課)
346	シートの補修と草刈り	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
347	里道の雑草撤去及び防草マット設営のお願い	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
348	転倒防止	現地確認し、必要な補修を実施します。 (道路課)
349	防犯灯、外灯設置	防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
350	トイレが水洗化されていない地域があります。国に補助を求め財源を確保して、早急に下水道の整備を進めて下さい。また今後の市内全域の下水道整備計画をお示し下さい。	本市では国からの交付金を活用し、下水道整備を鋭意進めています。基本的な進め方として、国道26号線から浜側の未整備区域を重点的に整備し、順次山手地区に整備を拡大しています。今後の整備予定については、次のとおりです。(樽井、馬場、牧野地区) (下水道課)
351	令和7年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。特に、国においては一般会計をはじめとした補助金の確保、新たに独自事業への立ち上げの支援、また都道府県・市区町村においても、厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保やセンターに対する事業発注、さらに現在取り組んでいる契約方法の見直しに関し、シルバー人材センターが安定的な運営が可能となるよう、契約事務における適切な対応を強く要望いたします。	回答を求めず。
352	樽井東交差点横の空き地草刈り。	所有者に空き地の適正管理に関する通知送付。 (環境整備課)
353	物価高騰対策について水道基本料金を半額にすること。	水道事業については、大阪広域水道企業団に統合されています。企業団へ要望をお願いします。 (下水道課)
354	学校給食を無償にすること。	学校給食に要する経費は、学校給食法の規定により、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費などは市の負担とし、食材費は学校給食費として学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされています。令和6年度は国の交付金等を活用して令和7年1月から3月までの3か月分の学校給食の無償化を実施しますが、厳しい財政状況のもとで今後も学校給食の無償化を継続していくことは困難です。 (教育総務課)

	要望内容	要望回答
355	公共料金の値上げを行わないこと。	<p>使用料、利用料の改定については、全庁的な取組の中で行います。 (文化振興課)</p> <p>りんくう体育館、青少年の森の使用料の改定については、全庁的な取組の中で行います。市民体育館、市民球場および双子川テニスコートの使用料の改定については、指定管理者が適正な判断のもと行います。 (生涯学習課)</p> <p>使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが必要であり、受益者負担が必要な行政サービスを対象に適切な負担を求めるため、平成15年10月から全庁的な料金改定を実施し、以降4年毎に見直しを実施することとしています。令和4年度に見直しを行いました。算定作業は行ったものの、新型コロナウイルス感染症や社会情勢等による物価高騰の影響も鑑み、次回(令和8年度)の見直しまで、現行料金を据え置くこととしました。 (行財政改革課)</p>
356	国民健康保険の加入者に一人当たり年間1万円の負担軽減を行うこと。	<p>平成30年度からの広域化後では、「大阪府で一つの国保」として、大阪府が国保財政の運営の責任主体となり、市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことになりました。このような仕組みにおいては、府内のどこに住んでいても、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るべきとの考え方から、保険料水準を完全統一するものです。</p> <p>保険料負担を緩和するために、大阪府と代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において検討を重ね、令和6年度以降の統一保険料の抑制・平準化を図るための新たな財政調整事業の仕組みを構築し、保険料の抑制に努めます。 (保険年金課)</p>
357	小学校の廃校計画は、子ども利益第一に子どもや地域の声を聞いて見直すこと。	<p>統廃合を含めた計画は、児童生徒・住民の方々にアンケートを行い、再編計画を策定しています。また、長期にわたる計画であるため、将来の社会情勢やこれから本市が直面する状況によって計画の見直しを行うものとしています。 (教育総務課)</p>
358	避難所や集会、スポーツにも利用するすべての学校体育館に1日も早くエアコン設置を実現すること。猛暑のため体育館で子どもの体調不良がおきている。	<p>小学校・中学校の体育館の空調設備については、令和6年度に設計を行い、令和7年度にはすべての小中学校の体育館に空調設備を設置する予定です。 (教育総務課)</p>
359	さわやかバスの増便、デマンドタクシーの運行を検討すること。	<p>限られた予算の中で運行するため、増便すると利用者にご負担をお願いする可能性があります。コミュニティバスは市民の生活交通であり、交通弱者に対する移動手段であることから、利用料金は安価である必要があり、現状の運賃で続けてほしいとの要望が多い中で、限られたバスの台数で運行していることから増便は困難な状況です。またデマンドタクシーについても市財政に負担が大きく実施は困難な状況です。 (環境整備課)</p>
360	民間調理方式でなく子どもの利益第一に考え、給食センターを建て替えること。給食センター方式は地場産を使い地元雇用や災害時に役立ちます。西信達小・中学校の建て替えの際は、学校調理方式(自校式給食)の実現を求めます。	<p>安全・安心な学校給食の提供をめざし、給食の実施方式について種々検討し総合的に判断した結果、民間調理場を活用した食缶デリバリー方式において、継続して地産地消と安全・安心な学校給食の提供に努めます。給食施設の整備および運営・維持管理には相当な費用が必要となり、本市の財政状況を踏まえ経済的・効率的に運営することが必要であり、自校調理方式での給食の提供は困難です。 (教育総務課)</p>
361	尾崎スイミングスクール泉南校に、市民が自由に使えるように一般開放の拡大を求めること。泉南市は学校プールも市民プールもなく、水泳に親しみ健康増進や交流の拠点がありません。	<p>学校水泳授業委託事業において、民間事業者からの提案で市民利用の配慮として企業努力の範囲における市民還元となりますので、困難と思われます。 (生涯学習課)</p>

	要望内容	要望回答
362	新家公民館、一丘老人集会所、双子川テニスコートのトイレは、清潔で安心して使えるように改修・増設すること。	令和6年度に新家公民館2階トイレ1基を洋式便器に改修しました。増設については、大規模改修等が行われる際に検討します。 (文化振興課) 一丘老人集会場について、洋式便座の設置等一定基準の整備を行い、また現場の担当者にて清掃状況並びに汲取り槽の状況確認も行っています。 (長寿社会推進課) 双子川テニスコートについての現状を把握し、今後の方針を検討します。 (生涯学習課)
363	高齢者向けの補聴器購入制度の導入をすること。100万～300万円の予算で始めることもできる。	他市の状況を踏まえつつ、対象者や助成の範囲など、課題を整理し検討します。 (長寿社会推進課)
364	生活道路の改修と道路周辺の剪定と草刈りをすすめること。	舗装の改修については、緊急性の高い箇所や道路舗装の個別施設計画に基づき、予算の範囲内で対応しています。また、道路周辺の剪定と草刈りについては、地元や地域住民の方々と連携し対応します。毎年草刈りの要望がある箇所については、年1回ではありますが、適切な時期に対応します。 (道路課)
365	性暴力支援センター大阪SACHIKO存続と体制強化の補助金の大幅拡充を大阪府に求めること。	性暴力支援センター大阪SACHIKO存続と体制の強化について、他市の状況を踏まえ検討します。 (人権推進課)
366	ガス爆発や災害の危険性が高い夢洲での万博に学校行事として行かないこと。	2025年大阪・関西万博については、本市の子どもたちが未来社会を直接体験することができる貴重な機会です。参加については、各小中学校の判断であり、本事業が未来を創る子どもとしての成長に寄与するものであると考えています。 (指導課)
367	日本政府に核兵器禁止条約への参加を求めること。	日本政府に核兵器禁止条約への参加を求めることについては、今後も他市の状況等を注視します。 (人権推進課)
368	「非核平和都市宣言」に基づき、非核・平和都市条例を制定し、平和憲法を市政に生かすこと。	本市では「非核平和都市宣言」が議決されており、毎年その宣言文に沿って平和施策・事業を実施しています。非核・平和条例の制定については、今後も他市の状況等を注視します。 (人権推進課)
369	高すぎて払えない国民保険料について、これ以上の値上げは行わないこと。 1兆円の公費投入増を行ない、「均等割」「平等割」を廃止するように国に求めること。	国民健康保険の広域化により大阪府を代表とする共同保険者として、府と市町村とのワーキングを通じ保険料率に関して議論を行っています。 均等割については、子育て世帯の負担軽減のため、令和4年4月から未就学児の均等割を半額、令和6年1月から出産被保険者の均等割および所得割を4カ月分軽減する措置が講じられています。今後も被保険者の負担を軽減できるよう公費の拡充については、国民健康保険の制度設計に責任を持つ国に対し、万全の財政措置を講じるよう要望します。 (保険年金課)
370	高い保険料の原因である国民健康保険事業「大阪府下統一」は撤回を府に求めること。	平成30年度からの広域化による激変緩和措置を経て、令和6年度から大阪府下統一の保険料率となっています。大阪府下全域で必要な医療費水準を予測し、府内各市町村の所得階層、被保険者数、世帯数の按分により保険料率を算定し、どこに居住しても、同じ世帯構成、所得要件であれば同じ保険料になります。本市においても安定的な財政運営を維持し、保険料負担を緩和するために、大阪府と代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において検討を重ね、令和6年度以降の統一保険料の抑制・平準化を図るための新たな財政調整事業の仕組みを構築し、保険料の抑制に努めます。 (保険年金課)
371	利用率の低いマイナ保険証の強制はやめ、紙の健康保険証を残すよう国に求めること。	令和6年12月2日以降に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証をお持ちでない方には、紙の資格確認書を発行し、安心して保険診療を受けることができるよう努めます。 (保険年金課)

	要望内容	要望回答
372	介護保険の改善をすること。 利用者負担増の改善をやめさせ、利用料の軽減・免除を進めること。	介護保険の利用料については、公的な社会保険制度として、サービスを利用する方と利用しない方との公平性に特段の配慮が必要であること、また、負担能力に応じて支えあう社会が望ましいことから、所得に応じて1割から3割の利用者負担が設けられています。利用料の軽減や免除を拡大することは、保険料増額の要因にもなるため、低所得者等に配慮しつつ、適切な負担を求める必要があります。 (長寿社会推進課)
373	利用抑制や支出増に苦しむ介護事業所に、減収補填を行うこと。	介護報酬については、3年毎の改定があり、今期も行われたところですが、改定時には介護職員の処遇改善も含まれています。また、物価高騰対策としての給付金および給排水設備等の施設整備に対する補助金を支出しているところですが、 (長寿社会推進課)
374	ケアプランの有料化に反対すること。	ケアマネジメントの利用者負担導入については、利用者や事業所の意見も参考に、今後の国の動向に注視します。 (長寿社会推進課)
375	「要介護1・2」の在宅サービスの保険給付外しに反対すること。	制度改正については、その要因の把握にも努め、今後の国の動向に注視します。 (長寿社会推進課)
376	訪問介護の基本報酬引き下げの撤回を国に求めること。	介護報酬等の引上げは、給付費および保険料の増額の要因になり得るため、介護報酬等の改定要望等が必要かどうかの判断は、国の動向に注視し、慎重に行うこととします。 (長寿社会推進課)
377	特養の待機者を減らすこと。	入所すべき方が適切に入所できるように、介護予防や給付の適正化を推進します。 (長寿社会推進課)
378	高齢者にいきとどいた福祉施策を実施すること。 70歳以上の窓口負担を一律1割に引き下げ、軽減・無料化すること	高齢化や医療の高度化などにより、医療費の増加傾向が続いており、今度も高齢化が進展することを勘案すると、医療費の増加に伴い、保険料の上昇が見込まれる状況となっています。また、社会保険の適用拡大による、被保険者数の減少傾向が拡大していることもあり、保険料への影響が懸念される所です。このような状況は、社会構造が抱える全国的な課題であり、制度設計に責任をもつ国に対し、保険料負担や窓口負担が軽減されるよう、万全の財政措置を講じるよう、大阪府や他の自治体とも連携して、引続き要望します。 (保険年金課)
379	敬老会の予算を復活すること。	令和4年度より市内のどの地区にお住まいの方でも、また区や自治会に加入していない方でも、節目の年を迎えられた全ての方に対して、お祝いの品をお届けできるよう、予算編成を行っています。 (長寿社会推進課)
380	水道料金の福祉減免を企業団に要望すること。	要望の緊急性および必要性等を考慮した上で、判断します。 (長寿社会推進課)
381	緊急通報装置設置を65歳以上の一人暮らしをしている希望者全員を対象とすること。	現在、心疾患患者および足が不自由等の理由から、自ら通報できない方もいるため、一部身体障害者手帳所持者も対象にしています。必要な方が確実にご利用いただけるよう一定の条件を設けているところです。 (長寿社会推進課)
382	保育行政の充実をすること。 保育士の給料の引き上げなど待遇改善に取り組むこと。	本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じています。また、各民間認定こども園および保育園については、連絡会議や事務事業等の情報交換を行う中で、給料引上げを含めた待遇改善の推進に努めます。 (保育子ども課)
383	ゼロ歳児～就学前のすべての子どもの給食費も含めた完全無償化に取り組むこと。	本市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であると従来整理されており、基本的に実費又は保育料の一部として保護者にご負担いただきます。但し、国が定める低所得者層に該当する場合は、副食費免除の対象です。 (保育子ども課)
384	心身障害者(児)への福祉施策を充実すること。 作業所、デイホーム、グループホーム、放課後等デイサービスの助成金を維持、発展させること。	障害者総合支援法および児童福祉法に規定する障害福祉サービスとして、生活介護、就労継続支援、就労移行支援、グループホーム、放課後等デイサービスを、市の支給決定により、国・府・市において各法律に基づいた負担金の適応により実施しています。今後も、障害者のニーズに合った支給決定を行い、より適切な障害福祉サービスを実施します。 (障害福祉課)

	要望内容	要望回答
385	精神障害者手帳の診断手数料助成を復活すること。	市単独事業として実施に努めてきましたが、全庁的な行財政改革の推進により、平成21年度をもって廃止しました。診断書については、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の有効期限が同じ場合、手帳用の診断書で自立支援医療の診断書を兼ねることができる場合があります。また、障害年金を受給している場合は、年金証書による手帳の申請が可能な場合もあります。これらの制度を活用し、経済的負担の軽減に努めます。 (障害福祉課)
386	公共施設への点字ブロック、手すりの新設と改修を行うこと。	市役所庁舎においては、適切な場所への設置等について、引続き検討します。 (総務課)
387	無料タクシー券を復活すること。	行財政改革を全庁的に推進する中で、個人給付的な事業の見直しを行い、平成20年度で廃止しています。タクシー運賃の助成については、身体障害者手帳または療育手帳提示により1割引となる制度や、高齢者・障害者等の移動制限者のための福祉有償運送の活用等、障害のある方の移動について、制度の周知に努めます。 (障害福祉課)
388	子ども総合支援センターの運営について医療的ケアの充実を進めること。	医療的ケア児の対応のため、泉佐野保健所との連携を強化するとともに、医療的ケアコーディネーターが中心となり関係部署との定期的な会議開催で連携を図ります。 (保育子ども課)
389	障害者総合支援法について施設の経営を安定させるための対策を行うこと。	令和4年度、令和5年度に続き、令和6年度においても、物価高騰対策支援として、市内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、事業の運営を支援するための給付金を交付しています。またその他、国による報酬改定等、事業所の運営安定が図られているところであり、今後も引続き障害のある方にとってより良い制度となるよう、府市長会を通じ、国に求めます。 (障害福祉課)
390	ひとり親家庭への支援策を講じること。 児童扶養手当の増額を国に働きかけること。	児童扶養手当額の増額については、これまでも要望を行っていますが、引続き国・府に対し要望します。 (家庭支援課)
391	学童保育を充実すること。 定員を超える子どもの受け入れは解消すること。	小学校の余裕教室を活用する等、児童数に合わせた部屋を確保できるよう努めます。 (生涯学習課)
392	待機児童をなくすこと。	余裕教室の活用並びに支援員および補助支援員の確保を行い、待機児童が発生しないよう努めます。 (生涯学習課)
393	保育料の値上げをしないこと。	平成31年度から会費改定を行っており、今後も利用実態や適正な受益者負担などに応じた会費の設定に努めます。 (生涯学習課)
394	民間委託にしないこと。	民間委託を実施する際は、安全性や継続性等を考慮し検討します。 (生涯学習課)
395	生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改革すること。 扶養照会は中止すること。	生活保護は、生活保護法の第1条「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」として規定しています。 生活保護制度に基づき、実態の把握に努め適正な実施に努めます。 (生活福祉課)
396	生活保護利用者が通院など必要に応じて車の保有を認めること。	生活保護制度に基づき実態に即して適正に実施します。 (生活福祉課)
397	生活保護利用者の生活保護費を引き上げるよう国に求めること。	生活保護法および保護手帳記載事項の基準に基づき、適正に実施します。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
398	男女平等参画社会の実現に向けて市職員の女性管理職を増やすこと。審議会の女性委員を増やすこと。	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」では、市における女性管理職の割合を20%以上とする目標値を掲げていますが、実現できていないのが実情です。女性が管理職として勤務しやすい環境づくりを進めることが重要と考えており、そのための職場環境の整備に努めます。 (秘書人事課)</p> <p>女性があらゆる分野における政策や方針決定過程に平等に参画するために、市の「附属機関等の設置等に関する方針」において、委員の選任基準に「女性委員の登用促進に努めるもの」と明記しています。委員の改選時に女性の登用の視点も踏まえるよう引き続き各課へ周知します。 (人権推進課)</p>
399	市独自でも「パートナーシップ証明制度」を導入すること。	<p>本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方等の人権を尊重するため、性の多様性に関する講演会や講座を開催し、様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、大阪府の制度を運用しているところですが、他市の状況を踏まえ検討します。 (人権推進課)</p>
400	非正規で働く「会計年度任用職員制度」の適切な運用と職員の身分保障、適切な処遇を実現すること。	<p>他市の状況を踏まえつつ、整理し検討します。 (秘書人事課)</p>
401	子ども医療費は国・府へ要望をして、18歳まで窓口負担含め無料にすること。	<p>子ども医療費については、府に対する要望および府を通じて国に対する要望を行っています。今後も引き続き要望します。 (家庭支援課)</p>
402	ヤングケアラーに対する実態を早急に行い、支援・相談体制を確立すること。	<p>本庁ロビーにて、ヤングケアラー支援ポスター展の実施や、オレンジリボンキャンペーンの一環としてヤングケアラーの概念等について広く周知するため、小中学校を含む公共施設にポスターの掲示やチラシの配架を依頼し、啓発に努めます。また、学校と連携し、実態把握に努めます。 (家庭支援課)</p> <p>各校で気になる子がいれば、声をかける、話を聞くなど家庭の背景にも目を向けています。また、泉南市子どもを守る地域ネットワークや多職種連携会議など、組織として相談や支援プランを考えるなど、すぐにケース会議ができる体制に努めます。 (指導課)</p>
403	道路の拡幅やバリアフリーを実施し歩行者の安全を優先すること。交通量が増えた鬼来線と交差する26号線の信号から海側の安全対策を講じること。	<p>安全対策について、泉南警察と連携しながら対応していきます。 (道路課)</p>
404	新家駅高野別所線の改修を早期に行うこと。	<p>地元からの要望も踏まえ、順次改修を進めます。令和6年度より一部の区間において工事に伴う設計委託を実施します。 (道路課)</p>
405	砂川台、楠台の団地内の道路の改修をただちに行うこと。	<p>舗装の改修については、緊急性の高い箇所や道路舗装の個別施設計画に基づき、予算の範囲内で対応しています。令和6年度、砂川台団地内道路の一部の区間において舗装修繕工事を実施します。 (道路課)</p>
406	さわやかバスの利便性(増車、増便により)を高めること。ダイヤ改定に向け、市民や利用者が参加する協議会等を設置すること。	<p>令和4年度の契約更新時、ダイヤ改正に伴いコミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。市民の意見や要望により運行経路等を見直し、増便、ルートの変更を行っています。このアンケート調査の結果により、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図りました。 (環境整備課)</p>
407	バス停の整備(ベンチや屋根の設置)を進めること。	<p>利用者が比較的密集する和泉砂川駅、新家駅、市役所前においては上屋や植樹などを設置しました。その他のご要望に対しては、今後利用者の意見を参考に利便性の向上に努めます。 (環境整備課)</p>
408	高齢者のバス代を無料にすること。	<p>受益者負担の原則により、高齢者については70歳以上の方、また、65歳以上の免許証返納者は半額の割引制度を設け、一部の負担をお願いしています。また無料にすることで不要な乗り込みや、多数の利用者の増加により本来利用したい方が利用できなくなる可能性があり、無料化は困難です。 (環境整備課)</p>

	要望内容	要望回答
409	公園管理を充実すること。 都市公園について、水やり、芝生の管理、枝払い、雑草の引き抜き、樹木の刈り込み、年3回以上の草刈りをするための予算を増やすこと。	公園利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、除草、剪定、散水など維持管理に必要な予算の確保に努めます。 (住宅公園課)
410	老朽化や破損により危険な遊具は、早急に改修すること。	遊具の点検により、施設の腐食や破損などの危険箇所については改修を進め、公園利用者が「安全・安心・快適」に遊べるように適切な維持管理に努めます。 (住宅公園課)
411	各種ボランティア団体の協力を得て、公園の管理を進めること。	草刈機を無料で貸し出すことで、ボランティア団体等による環境美化運動の推進に努めます。 (住宅公園課)
412	買い物困難者対策として 新家駅前や一丘団地、砂川地域に小売業者(スーパーマーケット)を誘致するため、家賃補助を面積に応じて増額すること。	空き店舗等活用対策事業において、令和6年度より駅周辺についてはこれまでの家賃補助の高上げを行い、また改修費用や買取費用等を補助対象に加え、さらなる小売業者の誘致に取り組んでいます。 (産業振興課)
413	道路の安全対策について 市道の雑草の刈りこみと清掃は必要に応じて(場所によっては年1回以上)行うこと。	市道の雑草の刈りこみおよび清掃については、地元や地域住民の方々と連携し対応します。また、毎年草刈の要望がある箇所については、年1回ではありますが、適切な時期に対応します。 (道路課)
414	グリーンベルトの設置、ゾーン30の導入を積極的に行うこと。	通学路のグリーンベルトに関しては、教育部局と協議し、新設あるいは更新を進めてまいります。ゾーン30の導入については、主体である警察と連携しながら協議を行ってまいります。 (道路課)
415	防犯灯の設置を増やすこと。(新家小学校裏門向田橋～阪和ホーロー間、砂川変電所前～大鳥居交差点間など)	防犯灯の設置については、設置基準に則り、可能な範囲で設置します。 (道路課)
416	防災対策を早急に講じること。 自主防災組織を全市内で組織し、財政支援を増やすこと。	自主防災組織は令和5年度当初は22団体でしたが、令和5年9月、令和6年4月にそれぞれ1団体ずつ結成され、令和6年度当初は計24団体となり、組織率は約65%です。能登半島地震を踏まえ、地域のきずなの大切さや、自主防災活動の重要性が改めて認識されているところです。未結成地域の住民の方にも防災アプリやせんなん伝市メール講座などにより防災について関心を持ってもらえるよう啓発し、自主防災組織の設立に向けた積極的な支援に努めます。 (危機管理課)
417	全小中学校に食糧を備蓄し、防災に備えること。	現在、小中学校の体育館は指定避難所となっており、災害用の資材を一定数量は備蓄しています。しかし、スペースの確保の問題や有効期限の管理という観点から適正かつ効率的に管理する必要があるため、即時に全小中学校に分散備蓄をすることは困難な状況です。今後、段階的にでも地域性を考慮しながら備蓄拠点となりうる場所にある学校や教育委員会と意見交換しながら、適正な管理、備蓄ができるよう努めます。 (危機管理課)
418	公共施設の非構造部材の耐震化を直ちに行うこと。	市役所庁舎においては、定期点検調査の結果等を踏まえ検討します。 (総務課) 学校施設における非構造部材の耐震点検については非構造部材の耐震化ガイドブックを参考に各学校園で点検を行っています。各学校園の非構造部材の耐震化については、泉南市立小中学校再編計画や中長期的な計画を踏まえ検討します。 (教育総務課)
419	多発する豪雨や台風への対策を早急に強化すること。 岡田・樽井の低地帯でおこる床下浸水への対策を早急に講じること。	低地帯への浸水対策については、ポンプの点検強化や更新等の対策を行っています。 (下水道課)
420	停電対策や自家発電の対策を強化し、市民に周知すること。	停電対策や自家発電の対策については、平成30年台風21号の教訓を踏まえ、関西電力や大阪ガスとの関係強化や避難所の停電対策として、発電機、蓄電池等の備蓄を推進しています。また、市民の携帯電話等の充電対応としては、公共施設での充電が可能となるよう努めます。市民へは、モバイルバッテリーや懐中電灯、乾電池等の家庭内備蓄をすすめていただくよう啓発を行います。 (危機管理課)

	要望内容	要望回答
421	土砂災害特別警戒地域の対策は府任せにせず、地元と協力して進めること。	市内では、土砂災害警戒区域が185か所、土砂災害特別警戒区域180か所が指定されており、その危険箇所を地域住民に周知することが重要であることから、地区防災マップ、総合防災マップを配布し、それらの情報を、防災アプリを使って周知します。今後も引き続き、大阪府と連携のうえ事業の円滑な実施に努めます。 (危機管理課)
422	区単位の防災マップを作製すること。	地区単位の防災マップについては、その地域の過去の災害状況や危険箇所、避難所までの安全な経路等、地域住民の意見を取入れながら作成することが必要です。現在12地区で防災マップを作成しています。今後も各区および自主防災組織と連携・協力しながら、地区防災マップの作成に努めます。 (危機管理課)
423	盛り土された地域の土砂災害に備えること。	盛り土された地域の土砂災害に備えることは、盛り土規制法が令和6年4月に施行され、行為者や土地所有者への対策が強化されたところです。本市においても国、府と連携を密にし、盛り土の安全対策と住民への情報の周知に努めます。 (審査指導課)
424	水道管の耐震化を進めること。	水道事業については、大阪広域水道企業団に統合されています。企業団へ要望をお願いします。 (下水道課)
425	木造家屋の耐震工事への支援を充実すること。	耐震化の必要性の理解や着手の手助けとなるよう、普及啓発や木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に対する支援制度を設けており、令和7年度についても、耐震改修工事の支援の予算編成を行っています。 (都市政策課)
426	JRIに対して 和泉砂川駅山側にエレベーター設置と閉鎖されたトイレの復活を要望すること。 和泉砂川駅山側の改札口に駅員を常駐させること。 新家駅の無人状態を解消すること。	駅等の設備改善や安全対策全般等に対する要望については、機会を捉え、事業者に要請します。 (環境整備課)
427	南海電鉄に対して岡田浦駅に待合室の設置、ホーム屋根の拡張を要望すること。	駅等の設備改善等の要望については、機会を捉え、事業者に要請します。 (環境整備課)
428	住居表示について 市役所裏、泉南トンネル周辺の字の混在を解消すること。 丁目表示地域から進めること。	住居表示の実施は、住民の方々の利便性の向上が図れる反面、住所の変更手続等、住民の方々にある程度の負担をかけることになるため、住民の賛同を得られることが必要と考えます。今後も引き続き、実施手法について調査・研究に努めるとともに、財政状況の推移を見ながら、実施時期を検討します。 (都市政策課)
429	下水道整備とともに合併浄化槽の設置を増やすこと。	下水道整備については、海手から山手に向かって、順次施工を行っているところです。下水道事業計画区域外については、合併浄化槽の設置を推進します。 (下水道課) 本市においては合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付することで浄化槽設置の普及促進に努めています。 (環境整備課)
430	砂川樫井線の早期開通に取り組むこと。	砂川樫井線整備については、鋭意事業の進捗を図っているところであり、引き続き早期開通をめざします。 (道路課)
431	市内業者の営業とくらしを守ること。 経済対策となる住宅リフォーム助成制度を実施すること。	住宅の耐震化助成制度については一定の条件を満たす民間木造住宅に対して、耐震改修費の一部助成を継続して実施しています。今後も国の住宅リフォームの支援制度等の動向を注視しながら、引き続きリフォーム助成制度のあり方を調査研究します。 (都市政策課)
432	小規模企業サポート資金を実施すること。すべての融資制度に利子補給を行うこと。	府および日本政策金融公庫が行う制度融資と連携した利子補給制度を実施することで、中小企業者に対する支援に努めます。 (産業振興課)
433	農業支援について 自給率の引き上げ、環境保全のためにも抜本的に農業支援を強めること。	食料自給率の向上に向けて遊休農地の解消、新規就農者の育成等を積極的に行うとともに農地の環境保全に努め、農業支援を検討します。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
434	地場産農産物を学校給食の食材としてできるだけ多く利用すること。	利用できる食材が必要な時期に必要な量が確保できるかなど、農業者や学校給食関係者等の意見も伺いながら調整します。 (産業振興課) 地場産農産物を利用することは、より身近に地域の自然や食文化、産業等についての理解を深められるなど重要性を認識しており、令和7年度も引き続き地産地消の推進、食育の充実を図ります。 (教育総務課)
435	農産物を鳥獣の被害から守ること。	有害鳥獣対策については、引き続き大阪府猟友会泉南支部等に協力いただき、捕獲作業を実施するほか、国の鳥獣被害防止総合対策事業補助金を活用し、メッシュ柵の設置等を継続的に実施します。 (産業振興課)
436	未利用地・未耕作地の解消、有効活用に取り組むこと。	これまで同様、農業委員会を始め、府の関係部署とも連携し遊休農地の解消に向け協力します。 (産業振興課)
437	漁業支援について 漁業組合と協力して積極的に漁業振興を図ること。	市内外から多世代の農業漁業体験希望者を受け入れ、本市の豊かな自然に触れてもらうことで農業・漁業と観光をつなげ、多世代の人々により地域の活性化を図るとともに、農業・漁業の理解を深め関心をもってもらうことで、将来の担い手の呼び込みや育成につなげます。 また、これまでも地方創生事業の一環として近畿大学と連携しながら「泉南あなご養殖プロジェクト」を実施しており、今後もふるさと納税返礼品への出品など、泉南あなごのブランド化を図ります。 更に、両漁業協同組合において地元食材等を活用した地域特産品の商品開発に取り組んでいますので、ふるさと納税返礼品へ出品するなど、両漁業協同組合と連携しながら商品のブランド化を図ります。 (産業振興課)
438	燃料費高騰への支援を行うこと。	令和4年度に漁業者原油価格等高等対策支援事業を実施しました。 (産業振興課)
439	観光業について 農・水産物と観光資源がセットのイベントが出来るように支援すること。	毎年11月に開催されている「泉南まるごとフェスティバル」開催への支援や、泉南ロングパーク「海のマルシェ」での牡蠣イベントなどを通じて、幅広く農・水産物や地域資源に焦点を当てたイベント等の実施に取り組めます。 (プロモーション戦略課)
440	内陸部から山間部における観光事業を支援すること。	日本遺産構成文化財である「金熊寺」や「信達神社」のほか、関連する文化財について、市内外へ向け様々な機会を通じて歴史的価値や魅力をアピールする場を設けます。また「紀泉わいわい村FUNNY HEARTH」など、山間部の地域資源との連携の機会を増すことで、市を構成する各エリアの磨き上げや魅力発信に努め、臨海部から山間部にかけての周遊促進を進めます。 (プロモーション戦略課)
441	空き家対策について 倒壊などの心配がある空き家の改修を進めること。	適切な管理が行われていない空き家等については、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告など文書等で通知し、適正な管理を求めています。 (住宅公園課)
442	空き家バンク制度を充実させること。	空き家の流通促進、利活用を目的とした空き家バンクについて、固定資産税納税通知書を活用した周知に努め、空き家バンクへの登録を働きかけます。 (住宅公園課)
443	地域の活性化について 地域の祭りの発展、維持に努めること。	地域の祭りはあくまでも地域自らが維持、継承するものだとして認識していますが、本市を代表する歳時記として、やぐらパレードの支援や大阪関西万博への出展を促すなど、魅力発信や機会創造に努めます。 (プロモーション戦略課)
444	学校から体罰を一掃すること。 体罰は成長途上の子どもの体だけでなく、心に複雑で深い傷を残します。学校教育法で明確に禁じられています。	学校教育法第11条に規定されるとおり、体罰は禁止されており、その行為には教育的効果は一切見られません。確かに生徒指導において、児童・生徒が教員に対して礼儀を欠いた態度で対峙するような場合もありますが、様々な児童・生徒へのフォローアップ指導などは、指導の技術によるべきです。学校全体で児童・生徒の指導に取り組む必要があります。今後も、市教育委員会で作成した「体罰根絶のために」や大阪府教育委員会作成資料等を活用し、研修に努めます。 (指導課)

	要望内容	要望回答
445	子どもの権利の擁護を、学校と教育行政の最重要課題に位置付け、泉南市子どもの権利条例を子ども、教職員、保護者に周知すること。	<p>条例制定後、これまで教育委員会として教職員向けの研修を行い、泉南市子どもの権利条例の理念や大切にしたいことを学ぶ機会を作ってきました。特に、毎年度初任者や若手の教職員向けには、今関わっている子どもの姿や背景を思い浮かべながら、どのようなスタンスで関わっていけばいいかを考える研修を積み上げています。これまで行ってきた教職員向けの研修を今後も継続して行っていくことで、教職員が条例の理念を踏まえ、子どもに関わることができるようにします。また、各学校園で実施している教職員の授業研究の指導助言の際には、必ず子どもの権利の内容について伝え、教職員が子どもの権利条例についてしっかり理解が進むようにしています。</p> <p>子ども向けの権利学習については、各学校園で子どもの発達段階に応じて学習する時間をとっています。劇やスライド等を活用した取組や、児童会・生徒会等、子どもたちが主体的に子どもの権利について発信する等、年々、各学校で創意工夫して実践されています。今後も、継続的に学習を進めていくことができよう支援します。</p> <p>保護者向けの研修は、各学校園から教育委員会に依頼があった場合に行っています。今後は、校長会等で保護者向けの研修についても実施してもらえるよう働きかけを行い、1人でも多くの保護者に条例について知ってもらえるよう努めます。</p> <p>(人権国際教育課)</p>
446	いじめ、児童虐待、不登校対策について いじめへの対応をぜったいに後回しにしない命最優先の原則の確立(安全配慮義務)すること。	<p>学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの兆候を見逃さず、早期発見・早期対応できる体制を整え、学校・家庭・地域と連携し、組織的に取組むよう努めます。</p> <p>(指導課)</p>
447	ささいなことでも様子見せずに対応するため、教職員・保護者の情報共有を重視すること。	<p>対象児童・生徒のニーズに寄り添い、保護者と連携しながら、組織的に対応するよう努めます。</p> <p>(指導課)</p>
448	子どもの自主的活動の比重を高め、いじめをとめる人間関係をつくること。	<p>児童・生徒に対し、いじめ問題だけでなく、人権尊重・共感の重要性、他者を認めることなど、予防の視点からの学習にも努めます。</p> <p>(指導課)</p>
449	被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。	<p>被害児童・生徒の対応は、心のケアとともに、被害児童・生徒が安心できる環境を整え、継続的なサポートを心がけます。また加害児童・生徒にも適切な指導・対応をするよう努めます。</p> <p>(指導課)</p>
450	被害者家族の真相を「知る権利」を尊重し、学校側がつかんだ情報をかくさないこと。	<p>個人情報開示請求や情報公開請求が出された場合は、関係法令等に則り、適正な対応に努めます。</p> <p>(指導課)</p>
451	教員の「多忙化」解消、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題の研修に取り組むこと。	<p>大阪府教育委員会と連携し、養護教諭やスクールカウンセラー等の増員に努めます。また、各中学校区に配置しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・校内教育支援員を中心に教育相談やカウンセリングの充実を図り、いじめ・児童虐待対応、不登校対策に資する研修を実施します。</p> <p>(指導課)</p>
452	子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充する。	<p>令和6年度より、せんなん子ども相談として、泉南市内小中学校に通っている児童・生徒が、一人一台端末タブレットから直接教育委員会に相談したい人などの情報を送信し、相談を受けることができる窓口を設置しています。</p> <p>(指導課)</p>
453	学校以外のさまざまな学びの場(フリースクール、フリースペースなど)をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざす。	<p>教育委員会としては、市内に在籍する児童・生徒がフリースクール等を活用する場合は、学校とフリースクールとの連携が充実するようコーディネートに努めます。</p> <p>(指導課)</p>
454	不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなうこと。	<p>市内4中学校に校内教育支援ルームを常設し、校内教育支援員を配置しています。また、小学校においては10校中6校が常設し、4校が臨時的に校内教育支援ルームを設置しています。今後は校内教育支援員の増員をめざし、不登校児童・生徒、保護者に寄り添った対応をし、親の会との連携にも努めます。</p> <p>(指導課)</p>

	要望内容	要望回答
455	幼稚園、保育所、認定こども園等、保育料を無料にすること。	本市において、令和元年10月から、3歳児から5歳児までの子ども及び住民税非課税世帯に属する0歳から2歳児までの子どもにかかる利用料が無償化されています。 (指導課) 令和元年10月より幼稚園、認定こども園等に通う3歳以上の子どもの保育料は国の制度により無償となっています。さらに本市では、令和5年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしています。 (保育子ども課)
456	幼稚園で行き届いた教育が受けられるために3歳児の待機者対策を行なうこと。3歳児の学級を増やすこと。	将来的な歳児別園児数の推移等を見ながら検討します。 (指導課)
457	廃園した幼稚園の用地は児童館・公民館・子ども支援センターに転用すること。	廃園となった幼稚園跡地については、地元の要望、民間への売却や貸付又は公共施設としての活用等、関係部署で連携し、可能性を検討しています。 (教育総務課)
458	教育審議会答申に基づき1中学校区に1幼稚園を設置すること。	将来的な歳児別園児数の推移等を見ながら検討します。 (指導課)
459	学校教育を充実すること。 就学援助費の支給は生活保護基準の1.3倍に戻すこと。	支給率については現在の就学援助の内容が後退することがないことを第一とし、現在の基準の堅持に努めます。 (教育サービス課)
460	卒業式や入学式で「日の丸・君が代」を児童・生徒、父母、教師に押し付けないこと。	法令や条例に則り適切に行います。 (指導課)
461	オンライン授業は子どもや教師の負担を考慮し、対応すること。	すべての学校でオンライン授業が効果的に進められるよう本市教育委員会では令和3年11月に「泉南市リモート学習・授業ガイドライン」を作成しました。今後の臨時休業の対応や日常の授業における学びの場の充実に努めます。 (指導課)
462	市独自で小中学校全学年の35人学級を行うこと。	法令に基づき、同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を小学校では段階的に35人学級へ引下げており、令和6年度は、小学校1年生から5年生が35人学級、令和7年度から、小学校6年生まで35人学級となります。中学校では、学校運営において必要かつ条件を満たしている場合において、府の加配を活用して、35人学級編制を行う学校もあります。今後も、国・府の措置を活用し、学校と市で効果的に検討します。 (指導課)
463	通学路の安全対策を進めること。	各小学校からの危険箇所改善要望を取りまとめ、関係部署との協議を行い危険箇所の改善に努めています。また、各小学校区の青色防犯パトロール団体、子ども安全パトロール員のボランティアの方々による登下校時の見守りを願っています。 (指導課)
464	教員の欠員が出た場合にはただちに対応をすること。	欠員が出た場合、学校においても各教職員への負担が大きくなることから、ただちに代替者を探しています。しかし、全国的に教員希望者数も減少しており年度途中からの代替者の任用は困難を極めています。引き続き、欠員が発生した場合、大阪府と連携し、講師登録者や教員免許所持者への連絡等、代替者の任用に努めます。 (指導課)
465	教員の長時間労働を防ぐ対策を強化すること。	「泉南市立学校の府費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、在校等時間の把握を行い、学校における働き方改革を進めているところです。 現在、地域・保護者のご理解ご協力のもと、一斉退勤日(ノー残業デー)、長期休業期間における学校閉庁日、電話対応時間の設定などを推進しています。教員の長時間労働を防ぐ対策として、教職員の補助的業務および学校事務補助を行う教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の配置や令和7年度には校務支援システムの本格稼働を進めて、業務負担軽減に努めています。今後も学校と市で効果的な方法を検討します。 (指導課)
466	学校図書館を充実すること。 小・中学校ごとに司書を配置すること。	令和6年度より1名増員し6名の学校司書を全小中学校に配置しています。引き続き環境整備や学校教職員との連携等、学校図書館の活性化に努めます。 (指導課)

	要望内容	要望回答
467	蔵書を増やし国基準まで引き上げること。	今後も適正な図書の廃棄と図書購入費の確保に努め、順次蔵書率を国基準へ到達するよう努めます。 (指導課)
468	学校給食について 恒常的に学校給食の無償化を行うこと。憲法26条は義務教育を無償としており、国にも無償化を求めること。	学校給食に要する経費は、学校給食法の規定により、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費などは市の負担とし、食材費は学校給食費として学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされています。 令和6年度は国の交付金等を活用して令和7年1月から3月までの3か月分の学校給食の無償化を実施しますが、厳しい財政状況のもとで今後も学校給食の無償化を継続していくことは困難です。本市としては、学校給食の永続的な無償化のために、引続き、国の経済対策や交付金等の動向等を注視します。 (教育総務課)
469	給食のパンは安全な国産小麦、米飯は泉南市産・有機米を使うこと。	給食用パンに使用する小麦粉は、学校給食用小麦粉一等粉を使用しており、そのうち輸入小麦については厚生労働省の食品衛生法による検査および農林水産省の植物防疫・農産物検査を受けており、さらに大阪府学校給食会独自に検査を行うなど重ねて安全性を確認しています。 米飯については、基本的に泉南市産を使用していますが、泉南市産だけでは学校給食全てを賄うことができないため、不足分については、大阪泉州産を一部使用しています。また、有機米を学校給食で提供するには、調達面・価格面から困難です。 (教育総務課)
470	老朽校舎の改修について。 子どもや教職員の安全・安心の見地からも、学校再編計画を理由にした改修の先送りはやめること。	学校施設において緊急を要する不具合については、これまで同様迅速に修繕対応を行います。 (教育総務課)
471	子どもたちの放課後や休日の活動について。 信達中学校、西信達中学校区に児童館を建設すること。	青少年センターのような施設を速やかに新設することは困難であるため、子どもが安全で安心して過ごすことができる居場所を確保する事業として、小学校へ向う「子ども元気広場事業」を推進することにより児童館的な役割を担う子どもの居場所事業の提供に努めます。 (生涯学習課)
472	駅前など交通の便がいいところに中高生の居場所を作ること。	駅前等の交通の便がよいところでの居場所づくりについては現在行っていませんが、概ね18歳以下の方を対象にした青少年センター児童館があります。 (生涯学習課)
473	スケートボードの施設を作ること。	新たにスケートボード施設を整備するには、スペースの確保、騒音、安全管理、ニーズの把握など様々な検討が必要であること、また、毎年の公園維持管理費に多額の予算が必要となっていることから、現状では困難です。 (住宅公園課)
474	朝日山・桜ヶ丘住宅・関空山の手台の通学問題は地元の要望に従って対応すること。通学用のさわやかバスの朝の時間を早くすること。	現在のさわやかバスのダイヤに、通学用としてダイヤに加えることは困難です。 (環境整備課)
475	社会教育を充実すること。 文化ホール・体育館・公民館の利用料、使用料の減額を行い減免制度の拡充をおこなうこと。	公民館の使用料減免については、適正な判断のもとに行います。文化ホールについては、指定管理者が適正な判断のもとに行います。 (文化振興課) 体育館使用料の減免制度については、全庁的な見直しの中で、適正な受益者負担を勘案し、検討します。 (生涯学習課) 令和4年度において、4年に1回の使用料の見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症等の影響を鑑み、据え置くこととなりました。今後とも、受益者負担の観点から、使用料の適正化に努めます。減免制度については、平成21年度に減免基準を定めていますが、これとは別に、条例等で定められているものもあるため、今後、これらを整理したうえで、受益者負担の原則を踏まえながら、見直しを検討します。 (行財政改革課)
476	図書行政について。 図書費の削減をやめ、蔵書をふやすこと。	図書の購入については、市民ニーズ等と公立図書館として備えておくべき蔵書とのバランスを考慮しながら購入します。また、さまざまな財源を活用し、図書費の確保に努めます。 (文化振興課)

	要望内容	要望回答
477	司書資格を持つ専任館長を配置し、図書館業務充実を図ること。	職員の配置については関係部署と協議し、適切な配置を行い、図書館業務の充実に努めます。 (文化振興課)
478	図書館員を増員し、休館日を減らし開館時間を延長すること。	職員の配置については関係部署と協議し、適切な配置を行いますが、開館時間の延長については、現況のところ困難です。休館日の削減については、蔵書点検休館の日数削減や月末整理日の廃止、また、文化ホール指定管理者の協力のもと祝日の臨時開館(1日)等に取り組んでおり、今後も継続することを検討します。 (文化振興課)
479	図書館運営は指定管理や民営化にしないこと。	併設施設である文化ホールの今後の在り方と共に、図書館運営についても併せて検討します。 (文化振興課)
480	公民館が地域コミュニティセンターの役割を果たせるようにすること。 公民館は職員を確保し、休館日を減らすこと。	職員の配置については関係部署と協議し、適切な配置を行いますが、休館日を減らすことは現況のところ困難です。 (文化振興課)
481	自主事業を支援すること。	公民館では、多様な市民ニーズに対応するため幅広く、さまざまな方々を対象に事業を行っており、令和7年度についてもさまざまな講座を企画、検討する中、バランスをとりながら自主事業の充実を図ります。 (文化振興課)
482	新家公民館を新家幼稚園も利用し増改築すること。	旧新家幼稚園跡地利用については、新家駅前の土地利用の今後の在り方等、全庁的な取組の中で議論していくものと考えます。 (文化振興課)
483	備品などを購入する予算を増やすこと。	優先順位を考慮し、必要な予算措置を講じます。 (文化振興課)
484	体育館を利用しやすくする為に充実すること。 スポーツ指導員を増員し、スポーツ機器の充実を図ること。	指定管理者等と協議し、スポーツの指導者の増員とスポーツ機器の充実に努めます。 (生涯学習課)
485	双子川テニスコートについて。 双子川テニスコートを存続させること。	双子川テニスコートの現状を把握し、今後の方針を検討します。 (生涯学習課)
486	コートの整備、クラブハウスの改修を早急に行うこと。	クラブハウスについても同様に現状を把握し、今後の方針を検討します。 (生涯学習課)
487	公民館、老人集会所、文化ホールの改修を進めること。	公民館、文化ホールについて、在り方の検討結果に基づき必要な改修を進めます。 (文化振興課) 老人集会場について、現場調査の上、修繕等を行い、適正保全に努めています。 (長寿社会推進課)
488	鳴滝第1小学校の跡地は、地域の要望を聞き早急に整備すること。	旧鳴滝第1小学校については、隣接の旧鳴滝幼稚園とともに、地域の意向を把握したうえで、さまざまな可能性について検討し、有効な跡地活用を図ります。 (公共施設再編課)
489	学校など公共施設に生理用品を置くこと。	生理用品の学校トイレへの設置については、小学校1校、中学校1校で試験的にトイレに設置しています。教育の立場としては、子どもたちの体の変化が大きい時期であり、子どもへの適切な保健指導・支援が大切であると考えていることから、基本として生理用品は、衛生管理的に保健室で保管管理を行い、保健指導上、養護教諭が対面にて配布することが望ましいと考えています。 (指導課) 市役所庁舎においては、中央女子トイレや多目的トイレに設置することを検討しています。 (総務課)
490	泉南市健全な財政運営に関する条例に則り、補助金、負担金又は交付金について、補助の必要性及び有効性並びに補助金額等の適正化の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行うこと。	平成20年10月に策定した「補助金の見直しの視点」に基づき、必要に応じて見直しを行っています。 (行財政改革課)

	要望内容	要望回答
491	部落差別解消推進法(「部落差別」永久法)への市の対応について 新たな差別につながる調査を行わないこと。 人権・啓発について、差別を助長するようなことを行わないこと。 特定の団体の利益をうむようなことはしないこと。	「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もおお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消に関して、国および地方公共団体の責務を明らかにしたものです。部落差別の実態に係る調査については、実際にどのような差別事象が起きているのかを把握するためにも重要であり、人権に関連した相談体制の充実にもつなげていく必要があるものと認識しています。調査の実施については、国や府における動向等を注視しながら検討します。今後も引き続き、国や府等と連携・協力しながら、泉南市人権行政基本方針等に沿って、部落差別の解消に向けた人権施策の推進に努めます。 (人権推進課)
492	市民を差別者扱いする「泉南市くらしやすい街づくりに関するアンケート調査」を利用しないこと。	本市における「泉南市くらしやすいまちづくりに関するアンケート調査」は、人権意識調査として、部落問題だけでなく多様な人権問題についての市民の意識を把握するために実施しています。市民の人権に対する問題意識や忌避意識等を把握、分析することで、それらから得られた知見や結果を活用、今後の人権施策に反映させることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。 (人権推進課)
493	市長・議長はタクシーや公共交通機関などを利用し、公用車の維持費やリース代、人件費などの経費を削減すること	公務を遂行するためには公用車による移動が効率的と考えます。また、公用車は、専用車ではなく一般公用車として運用をしています。今後も泉南市車両管理規定に基づき、適正な運用・管理を行います。 (秘書人事課・議会事務局)
494	入札制度について 随意契約は極力減らし、競争入札を行うこと。	競争入札を原則としつつ、やむを得ず随意契約となる場合は、その理由・必要性を公表することで、公平性・透明性の一層の確保を図っています。 (契約検査課)
495	公平性・透明性が確保されないプロポーザル方式、総合評価方式は見直すこと。	業務の性質又は目的から価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合、プロポーザル方式などにより契約の相手を決定することがありますが、その運用にあたっては、選定委員の選任および適切な審査基準の設定並びに選定結果の公表などにより、客観性や公平性、透明性の確保を図っています。 (契約検査課)
496	関西国際空港について 関空会社に対し固定資産税収の引き上げを求めること。	地方税法等に基づく固定資産税等の軽減措置は、新関西国際空港株式会社等にとって、国際競争力の向上と、更なる航空需要の拡大に寄与するものと認識しています。 (政策推進課)
497	現実性が無く、財政難のなか南ルートの推進運動は税金のムダ使いになるため、中止すること。	関西国際空港については、平成30年度の台風21号の影響で唯一の陸上ルートである連絡橋が使用不能になり、多くの利用者や空港関係者が一時空港島内に孤立した事象からも見られるように、海上空港という特性に起因するあらゆる危機、特に地震による津波や国際テロ等による緊急対処事態を確実に回避し、被害を低減できるよう、リスクマネジメントの観点から複数のアクセスを確保することが必要です。 また「関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会」においては、南ルートを含めた関西国際空港周辺地域の広域的な交通ネットワークの推進として、府県間をまたいだ連携をもって取り組んでいるところです。以上のことから、南ルート早期実現の機運醸成に向けた活動を継続します。 (政策推進課)
498	マイナンバーの利活用については、プライバシーの保護を徹底すること。	マイナンバーの利用については、利用範囲・情報連携の範囲について法律に規定されており、目的外での利用が禁止されています。法令を遵守し、マイナンバーの適切な管理に努めます。 (デジタル推進課)
499	双子川浄苑の自主環境整備補助金は、被害がない市外地区への補助金は廃止すること。	し尿処理施設の周辺環境保全のため、関係町会にその役務を担っていただいております。今後も補助金は必要と考えます。 (環境整備課)
500	再生可能エネルギーの活用について 太陽光パネル発電を公共施設に設置すること。	市役所庁舎敷地内においては、別館および公用車駐車場の屋根には既に太陽光パネルを設置しており、発電された電気については空調機の運転や災害時等の非常用電源として活用しています。 (総務課)
501	国・府に、家庭用太陽光パネル発電に補助金を出すように要請すること。	府においては、家庭用太陽光発電システムの補助金制度は行っておりませんが、再生可能エネルギー発電設備等への融資事業を低金利で行っています。 (環境整備課)
502	市独自に水力、波力、バイオ熱など再生可能エネルギーを活用すること。	再生可能エネルギー電気の調達推進に努めます。 (環境整備課)

	要望内容	要望回答
503	農地でのソーラーシェアリング、小規模バイオマスの発電の普及など、脱炭素に結びついた農業・林業の振興を進めること。	農業委員会と連携して普及拡大に努めます。 (産業振興課)
504	省エネの取り組みを産業、住宅などあらゆる分野ですすめるように、啓発活動をすすめること。	泉南市商工会と連携して、経済産業省の省エネ補助金等の啓発に努めます。 (産業振興課) 府においては、家庭用太陽光発電システムの補助金制度は行っていないが、再生可能エネルギー発電設備等への融資事業を低金利で行っています。 (環境整備課)
505	ごみ対策について ゴミの有料化の差益分でゴミ袋代を引き下げること。貝塚市のようにゴミ袋の実費分に抑えることも検討が必要。	他市からのごみの流入を防ぐため、近隣他市の指定ゴミ袋の料金は一律になっていることから引下げは考えていません。 (清掃課)
506	野焼きや不法・違法投棄の指導、監督、取り締まりを強化すること。	野焼きについては、即座に現場に向かう体制をとり、また常習地域においては、定期的な巡回を行っています。今まで同様、警察と消防と連携し対応します。 (環境整備課) 不法・違法投棄については、即座に現場に向かう体制をとり、また常習地域においては、定期的な巡回を行っています。状況により警察や関係機関と連携し対応します。 (清掃課)
507	山間部に産業廃棄物を不法投棄しないよう、森林法や循環型社会形成推進条例に基づく指導を強め、「代執行」を含め、厳正に対処すること。	環境パトロールを実施するとともに、関係機関と連携し、指導を行います。また、不法投棄対策として、監視カメラを設置しています。 (清掃課)
508	市役所のごみは、プラスチックの分別も行うこと。	現在、プラスチックごみの分別については、ペットボトルのみ行っています。ごみの分別については、引き続き庁内で啓発し、ごみのリサイクル化、減量化等に取組めます。 (総務課)
509	清掃工場の建て替えについて、市の財政負担を減らすため、ごみの分別など3Rを徹底し、焼却炉の大型化を見直すこと。	現在、泉南市・阪南市・泉南清掃事務組合の3者で定期的に次期ごみ処理施設整備検討協議会を開催しており、分別体制の見直しや将来的な人口の減少を見据え検討を重ねた結果、焼却炉の大きさについては減少の方向で進んでいます。 (清掃課)
510	地球環境を守るために プラスチック削減の啓発をすすめ、市が率先して河川や海の環境を守ること。	3Rを推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境負荷が少ない2Rを優先とし、一般廃棄物の減量化と適正処理に取組むことで河川や海の環境保全に努めます。 (清掃課)
511	「2050年までに実質CO ₂ の排出ゼロ」宣言を行うこと。	本市においては「泉南市地球温暖化対策実施計画」(事務事業編)を令和5年3月に制定し、市が率先して温暖化対策に取り組んでいます。今後も、国の施策を注視して対応します。 (環境整備課)
512	土砂崩れの原因となる山間部の開発はやめること。関係法令の範囲内でも、予測できない地下水の流れや地盤に形状により、土砂崩れがおこっている。	開発行為等に対しては、関係法令等に基づき適切に対応すると共に、大阪府など関係機関と連携して対応します。 (広域まちづくり課)
513	アスベスト被害者の救済やアスベスト被害の防止などが実現できる国への要望活動を行うこと。そのため泉南アスベスト会との意見交換を行うこと。	国・府に対しては毎年要望を行っています。 (環境整備課)
514	『石綿の碑』や『アトリエ泉南石綿の館』と連携して、泉南アスベストに関わる資料の保管を行うこと。	現時点で資料館等をつくることは検討していません。 (環境整備課)
515	植栽の張出し	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
516	天神橋と第一蟹田橋の交差点から藤の川上流沿いの道路は、竹中鉄工(株)方向に傾斜し、丁度 竹中鐵工(株)あたりが一番低くなっています。 雨天時 いつも道路の亀裂部分に雨水が浸透し、水たまりが出来、自動車の往来する都度、撥ね水が自宅および工場敷地内へ飛散して困っている。 早急に道路補修を望みます。	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
517	砂川小学校と第4地区2班の住宅裏の溝周辺の草刈り	シルバー人材センター等に依頼し対応。 (教育総務課)

	要望内容	要望回答
518	令和7年度泉南市補助金に対する要望	予算の範囲内において真摯に対応します。 (産業振興課)
519	樽井駅上がり旧住友銀行前の街灯点滅修繕要望	12月24日対応済。回答を求めず。 (産業振興課)
520	小規模事業者への支援策について 小規模企業振興基本法が施行され10年、泉南市商工業振興基本条例にもとづいて、小規模事業者への施策をより一層充実させること。	空き店舗を利用した起業に対し家賃補助を行ってきましたが、令和6年度より対象内容を見直し、市内の起業促進を実施しています。また、大阪府が実施する中小事業者向けの支援策の周知啓発を今後も実施します。 (産業振興課)
521	電気・ガス代や資材の高騰に対し、負担を軽減する全小規模事業者を対象にした直接支援策を実施すること。	「重点支援地方交付金」の対象事業ともなっており、本市において実施可能かの検討を行います。 (産業振興課)
522	「市町村連携型」融資制度を創設し、金利の引き下げや保証料補助を行うこと。	近隣市町の実施状況を踏まえ、検討します。 (産業振興課)
523	商工予算を増額し、担当課の人員を大幅に増やすこと。	市内の事業者に対しての施策内容と併せて必要な人員配置も検討します。 (産業振興課)
524	大阪版グリーン・ニューディールについて 事務事業編で2030年までに削減率を100%にし、区域施策編の目標も国際基準の60%へ引き上げ、達成のための実現可能な具体的計画を策定すること。	泉南市では泉南市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を令和5年3月に策定しており、計画の進捗を検証しつつ、区域施策編についても、他市の状況を見据えながら今後検討します。 (環境整備課)
525	事業所や家庭など建築物の省エネ、事業所設備の省エネ推進が決定的に重要である。この認識に立ち、省エネ診断制度や改善計画の策定を無料で行うこと。 事業所、家庭で省エネ設備・機器、再エネ設備の導入、建築物や窓の断熱化を行う場合の改修補助制度を創設すること。補助制度の申請は簡素なものにすること。	一般事業所、家庭については現在のところ補助制度の創設は考えていません。 (環境整備課)
526	脱炭素施策の実施にあたっては「脱炭素対策は地域経済の発展と一体で進める」との基本姿勢に立ち、地元中小業者へ発注した場合は補助率を引き上げるなど、すべての施策において地域発展を位置付けること。	一般事業所、家庭については現在のところ補助制度の創設は考えていません。 (環境整備課)
527	建築物の耐震化について 耐震診断費用や耐震化工事設計費用について、大阪府補助制度の上乗せを行うこと。	耐震改修費の一部助成を充実するよう検討しています。 (都市政策課)
528	耐震工事改修費用や耐震シェルターについて、大阪府補助制度の上乗せを行うこと。	近隣市の動向と市民からの要望を踏まえ検討します。 (都市政策課)
529	耐震工事改修を地元中小業者へ発注した場合は補助金や補助率を引き上げるなど。	耐震診断・改修の補助制度は市民のみへの補助となります。 (都市政策課)
530	国民健康保険制度について 大阪府の統一国保料は全国最高水準で、被保険者の負担は限界である。ただちに基金・剰余金、法定外繰り入れなどを活用し、協会けんぽ並みに引き下げること。未就学児の均等割軽減を独自で拡充すること。独自の保険料・一部負担金の減免制度を存続すること。	平成30年度からの広域化による激変緩和措置を経て、令和6年度から大阪府下統一の保険料率となっています。大阪府下全域に必要な医療費水準を予測し、府内各市町村の所得階層、被保険者数、世帯数の按分により、保険料率を算定し、大阪府内どこに居住しても、同じ世帯構成、所得要件であれば同じ保険料になります。本市においても安定的な財政運営を維持し、保険料負担を緩和するために、大阪府と代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において検討を重ね、令和6年度以降の統一保険料の抑制・平準化を図るための新たな財政調整事業の仕組みを構築し、保険料の抑制に努めます。 均等割については、子育て世帯の負担軽減のため、令和4年4月から未就学児の均等割を半額、令和6年1月から出産被保険者の均等割及び所得割を4カ月分軽減する措置を講じられています。今後も被保険者の負担を軽減できるよう公費の拡充については、国民健康保険の制度設計に責任を持つ国に対し、万全の財政措置を講じるよう要望します。 また、減免については、被保険者間の受益と負担の公平性の観点や保険料の上昇の影響を鑑み、大阪府国民健康保険運営方針に基づく減免を実施します。 (保険年金課)
531	保険証廃止を中止するよう国に求めること。貴自治体としてマイナ保険証の取得は任意であり、取得しなくても従来通り受診できる旨周知徹底すること。12月2日以降も現行の国保証を使えることを周知徹底すること。	令和6年12月2日をもって被保険者証の新規発行が廃止されることから、マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書を発行し、安心して保険診療を受けることができるよう努めます。 また、マイナ保険証をお持ちでない方も、資格確認書で安心して保険診療を受けることができる旨をウェブサイトや窓口等で周知・広報します。 (保険年金課)

	要望内容	要望回答
532	国や府に対して夢洲での万博・カジノは中止するよう働きかけること。	万博及びカジノに関する国や府への働きかけについては、市民の皆様の意見を尊重し、地域の発展と安全を最優先に考慮する必要があると認識しています。今後、関係機関と連携し、適切な対応を検討します。 (連携戦略課)
533	信達市場の草刈り。	所有者に空き地の適正管理に関する通知送付。 (環境整備課)
534	「西信達義務教育学校整備事業」で既存西信達小学校を解体し、更地にした後、直ちに道路拡幅工事と駅前ロータリー整備工事を進めることを要請します。 道路を「西信達義務教育学校整備事業」の建設工事で数年に渡り工事車両が通行する事になるが、通行に際しては、地域住民の生活への影響及び沿道の民地(私有地)への影響は避けられず、必ず西信達地区全体の協力が必要であること及び、地域住民の安全を第一に考え、地域からの要望・要請に応えた上で施工を進めること。	回答を求めず。
535	JR側緑地法面、老人集会場周辺法面の除草について	シルバー人材センター等に依頼し対応します。 (住宅公園課)
536	里道水路敷の舗装	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
537	藤の川の浚渫と清掃を実施しないことにより下流(大里川までの間)土砂が堆積する為、異臭が発生している。早急に浚渫工事と清掃を実施してほしい。	回答を求めず。(現状確認し経過観察) (下水道課)
538	八幡山区自治会館よりの道路に、「停止線」の表示をしてほしい。 直線の停止線は不可能との返事を得ております。 破線による停止位置の表示をお願いします。 自治会館前は、十字路となっており、左右方向が優先道路、となっております。 自治会館への十字路侵入道路には、「とまれ」の標識が設置されており、道路上には「停止線」「止まれ」の表示があります。	特定の利用者を対象とした路面標示は設置できませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。 (道路課)
539	種河神社から畔の谷地蔵方面(宮川沿い)の道路交差点に防犯カメラを設置してほしい。宮川沿い、ルナりんくう奥の交差点と別所からの道路との交差点の2か所。	4月の設置検討委員会にて検討します。 (生活福祉課)
540	一丘団地入口付近の全体的に大きく茂った立木からの落ち葉が多く道路や住宅地にまで入り込んでくるため対応してほしい。(ウェブサイトより問合せ)	現地確認の上、樹木伐採等業者に依頼し対応します。伐採作業済。 (産業振興課)
541	砂川第3地区路地が暗いため、街灯を設置して欲しい。	令和7年度にて防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
542	木陰公園の樹木伐採について	造園業者に依頼し対応します。 (住宅公園課)
543	道路の陥没穴の改修	現地確認し、必要な補修を実施します。 (道路課)
544	雑草刈りについて(歩行者が見通しの良い状態への維持を)	大阪府へ申し入れます。 (道路課)
545	1.職員研修を含め教育・啓発の在り方について法務局並びに各関係機関とも情報の共有や対応、対策等について連携協力し、今後の人権行政により一層取り組んでいただきたい。 2.現行の条例に抑止力を持たせると共に「部落差別解消推進法を具現化する条例」を制定していただきたい。 3.なおざりにされている「人権擁護法案」の制定並びに国連人権理事会から再三、勧告を受けている「政府から独立した国内人権機関」の設置を首長会議等において提言し、積極的に働きかけ、国に対して強力を求めていただきたい。 4.2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催されることにより、大阪は国内をはじめ世界各国から注目される。この大阪を「人権の都市 大阪」として誇れるよう、御市から人権尊重を発信していただきたい。	回答を求めず。
546	歩道の路面舗装	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
547	水路擁壁の上にブロックを2段積み重ねる(既に永寿池側は農林水産係により実施・完成済)	業者発注により、修繕します。 (道路課)
548	コンクリート蓋の修繕	業者発注により、修繕を実施します。 (道路課)
549	凸凹道路の舗装工事	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
550	自宅前水路上の鉄板交換希望	業者発注により、修繕を実施します。 (道路課)
551	「令和5年4月18日 用水路敷の投棄ゴミの収集(除去)と雑木の伐採願い書」を実施いただいた結果、ゴミの不法投棄はなくなっております。 用水路敷(浜風こども園～大里川ポンプ場)の雑木・雑草は繁茂して見通しが悪くなっています。 ゴミ不法投棄誘発を防止する為にも、用水路敷の雑木伐採と下草刈りを要望します。	雑木伐採等実施済として回答。 (下水道課)
552	1.公共事業の安定確保について 2.適正規模の分離発注について 3.前払金及び中間金支払制度の採用について 4.最低制限価格制度の導入などについて 5.地籍事業等の促進について 6.入札参加要件について 7.地理空間情報活用推進基本法の推進について 8.用地測量業務について	回答を求めず。
553	八幡山区交差点雨水マンホール周りの補修及び、下水道マンホールを鉄製マンホールに取り換えてほしい。	交差点のマンホール回りのデコボコのコンクリートにつきましては、アスファルト合材にて補修を行いました。 マンホール外側の金属枠がなくなっている件につきましては、現状がマンホール蓋としての機能を有していることから、現在のところ、鉄製への取り替えを行う予定はございません。しかしながら、蓋と受枠との間に隙間が生じておりますので、アスファルト合材にて補修を行いました。 (下水道課)
554	八幡山区第2公園の街灯の蛍光灯ランプからLEDランプへの取り換え及び、街灯引込電線に絡む桜の枝の伐採。	LEDへの取り換えを実施します。桜については、造園業者に依頼し対応します。 (住宅公園課)
555	大里川右岸の樹木伐採及び除草について	シルバー人材センター等に依頼し対応します。 (住宅公園課)
556	「重点支援地方交付金」の交付要望	回答を求めず。
557	令和7年度予算案と補助金についての要望	令和7年度予算編成は終了していること及び市単独補助金のあり方について説明した。 (家庭支援課)
558	市道路の電柱に街灯を設置	防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
559	街灯の新設	防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
560	トラック運送事業者が、国民の生活と経済のライフラインとしての機能を果たし、必要不可欠な輸送サービスの維持確保を図るため、「重点支援地方交付金」を活用したトラック運送事業者が活用できる補助制度の創設等の予算化に向けた検討を進めていただきますよう要望いたします。	回答を求めず。
561	「重点支援地方交付金」を活用し、医療機関と歯科技工所を対象にした、食糧費の値上げや光熱費の高騰などに対する財政措置を実施(または拡充)してください。	回答を求めず。
562	新家上村区 街灯設置工事のお願い	設置基準に満たないため設置できません。 (道路課)
563	新家上村区(向井田地区)の道路改修工事について	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
564	コンクリート蓋の修繕床版の修繕	業者発注により、修繕を実施します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
565	さわやかバスが障害者・高齢者をはじめ、市民の足として安心・安全に利用できるようお願いするとともに、管理者として、今後同事故を防ぐ方策を考えているのか、どの様に対応していくのか、早急にご返事をいただきたく存じます。	要望書に基づき、混雑緩和のための施策、車内安全対策について回答を行った。 (環境整備課)
566	砂川東住宅前公園の樹木の剪定について	シルバー人材センター等に依頼し対応します。 (住宅公園課)
567	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開すること。	回答を求めず。
568	1.自治体(市区町村)が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する。 2.「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力してそれを行う。 日本全体の治安を良くするために、是非、この施策を自治体の活動に取り入れていただきたいと思っております。	回答を求めず。
569	童子畑から堀河の市道立木の伐採の件	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)令和5年度にて実施済
570	別所地区・畔の谷地藏方面から市民の里方面に向かう道でお菊松方面との3差路に設置されているカーブミラーが破損している為、ミラー部分の取り換えをお願い。 土生アルミ工業上手のほぼ直角に曲がるカーブミラーの修理。	現地確認の上、対応します。(説明し了承済) (産業振興課)
571	1.庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、首長と議長との間でご確認をお願いいたします。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、規則遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められている国民の声が大きいことを鑑み、今年から改めてください。 2.特定政党の地方議員は、行政による通知や決定後も勧誘を受けた前例があります。そこで、議員の良識に訴えと共に、職員に対してもハラスメント防止の協力対応ができるようお願いいたします。「もし管理規則に違反する勧誘行為を見かけたら報告するように促す」「住民からの政治的中立性への懸念を払しょくするためにも、職員本人が政党機関紙購読を希望する際は、自宅での購読を推奨する。 3.首長と議長の協議の上、貴自治体において「職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり購読することで、心理的な圧力を感じた」という実態が本当にないかどうかの職員アンケートの実施が望ましい」と判断されたばあいは、ぜひ速やかな実態調査をお願いします。	回答を求めず。
572	貴自治体で各種の公共工事を実施されるにあたりましては、受注される元請関係者のもとより、その下請関係者にいたるまで、貨物自動車(営業用・緑ナンバートラック)運送事業者のご利用について徹底方をお願い申し上げる次第でございます。	回答を求めず。
573	八幡山区設置予定の防犯カメラについて、最低限1台を市の予算にて実施してほしい。八幡山区として、来年度に5台設置予定しています。その内の1台以上について市の予算にて設置をお願いします。設置場所の選択は一任します。	4月の設置検討委員会にて検討します。予算時点では設置場所を限定した予算は確保できません。 (生活福祉課)
574	歩道の整備の要望	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
575	街灯の新設	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
576	道路法面の補修	業者発注により、修繕します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
577	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)、通所型サービスC(短期集中予防サービス)、訪問型サービスC(短期集中サービス)及び一般介護予防事業を泉南市内の機能訓練指導員の資格を持つあん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師、柔道整復師が実施できるよう泉南市介護予防・日常支援総合事業実施要綱の改正等を要望します。	回答を求めず。
578	放置自転車等ゴミの回収について	同日ゴミ回収完了。2/26タイヤ回収完了。 (住宅公園課)
579	本田池の堤体が侵食している箇所の修繕依頼	現地確認の上、対応します。 (産業振興課)
580	防犯灯新設について	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
581	八幡山区の金網フェンス破れの修理 道路側に設置の金網フェンス破れの修理。汚水処理場のり面から、1号公園遊水池上のり面上部は昨年度修理済み	見積を取得し、対応を検討します。 (住宅公園課)
582	道路の安全対策強化 交差点において、交通安全対策が不十分で自動車と自転車の事故が発生しているため、改善を求める。	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
583	RSウイルス母子免疫ワクチン接種を希望する妊婦への経済的負担を軽減するための公的扶助を要望します。	回答を求めず。
584	八幡山区仕切弁横の側溝の上部破損部分の修理	現地確認し、必要な範囲で修繕します。 (道路課)